

第2次瑞穂市人権施策推進指針

「瑞穂市人権尊重都市宣言」

人は誰でも、一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、夢や希望をもち、健康で幸せな生活を営む権利をもっています。その権利を人権といいます。

人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、すべての人々の願いです。

私たち瑞穂市民は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、人権問題をひとつごとと考えるのではなく自分の問題として捉え、お互いの人権を尊重し、差別や偏見などによる人権侵害のない、誰もが健やかで幸せな未来を描ける瑞穂市を築いていくために、ここに「人権尊重都市」とすることを宣言します。

令和5（2023）年3月

瑞 穂 市

はじめに

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」として、世界人権宣言により自由と人権が確保されました。日本国憲法においても、基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として保障されています。2015年国連サミットにおいて合意された持続可能な開発目標（SDGs）前文には、「すべての人の人権の実現」が掲げられるなど、いつの時代も人権は尊重されるべきものとして、人権侵害のない社会の実現が目指されてきました。



しかし、新型コロナウイルス感染による偏見や差別、インターネットによる誹謗中傷、ジェンダー差別など、国の内外を問わず人権を無視した行為が未だ後を絶ちません。瑞穂市におきましては、令和3年に実施いたしました「人権に関する市民意識アンケート」では約60%の方が、これまでに何らかの人権侵害を感じたことがあると回答しており、人権啓発の更なる推進が必要であります。

さて当市は、令和5年5月に市制20周年を迎えます。これまでの瑞穂市の歩みを振り返るとともに、「人権の尊重」「平和の維持」「環境の改善」を3つの柱に、今後10年先、50年先も引き続き当市が発展し続けるよう、先人から受け継がれてきた美しい自然や、習慣・文化を大切に伝承しながら、未来へ向け新たなスタートの年としていきたいと考えております。

「人権の尊重」に関しましては、この市制20周年を機に、「人権尊重都市宣言」を制定（令和5年3月）いたしました。人権に対する市としての決意を明らかにし、市民と一体となって人権意識の高揚と確立を図り、第2次総合計画の将来像「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」の実現を目指していきます。具体的な施策につきましては、今回改定いたします「瑞穂市人権施策推進指針」により、広範で多様な人権課題に対し着実に施策を進めて参る所存でございます。

結びに、本指針の見直しにあたり、瑞穂市人権擁護委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどさまざまな機会を通じてご協力いただきました方々に心よりお礼を申し上げます。

令和5（2023）年3月

瑞穂市長 森 和之

目次

第1章 基本的な考え方.....	1
1 指針策定の背景と趣旨.....	1
2 指針の位置付け.....	6
3 指針の基本理念.....	7
4 計画の体系図.....	9
5 本指針に基づいた実践の期間.....	10
第2章 あらゆる場における人権施策の推進.....	11
1 学校における人権教育の推進.....	11
2 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進.....	14
3 企業等における人権教育・啓発の推進.....	18
第3章 各課題における施策の推進.....	21
1 女性の人権.....	21
2 子どもの人権.....	26
3 高齢者の人権.....	32
4 障がいのある人の人権.....	36
5 部落差別（同和問題）.....	40
6 外国人の人権.....	42
7 感染症患者等の人権.....	46
8 刑を終えて出所した人の人権.....	49
9 犯罪被害者等の人権.....	51
10 インターネットによる人権侵害.....	53
11 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別.....	57
12 その他の人権問題.....	60
第4章 指針の推進体制.....	61
1 推進体制.....	61
2 関係機関との連携.....	61
3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進.....	62
4 瑞穂市人権尊重都市宣言の周知.....	62

資料編	63
1 用語解説	63
2 関係法令等	69
3 人権関係年表	78
4 瑞穂市人権擁護委員	86

1 指針策定の背景と趣旨

(1) 人権に関する国際的な動向

昭和23（1948）年12月10日、国際連合（以下「国連」という。）総会において「世界人権宣言」が採択されました。この宣言の第2条では「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」と定められています。

その後、同宣言を実効あるものにするために、

- ・昭和40（1965）年「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」
- ・昭和54（1979）年「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」
- ・平成元（1989）年「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」などの諸条約の採択とともに、国際婦人年をはじめとする各種の宣言などによって、文化の違いを越えて、人権の擁護と確立を求める動きが国際的な潮流として広がっていきました。

さらに、人権教育のための決議や計画の策定が以下のとおり図られてきています。

- ・平成6（1994）年「人権教育のための国連10年」の国連決議
- ・平成16（2004）年「人権教育のための世界計画」の国連決議による継承
第一段階（平成17（2005）年～5年間）：初等・中等学校制度における人権教育の推進
第二段階（平成22（2010）年～5年間）：高等教育のための人権教育と教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権教育の推進
第三段階（平成27（2015）年～5年間）：メディア専門家、ジャーナリストへの人権教育の推進
第四段階（令和2（2020）年～5年間）：青少年のための人権教育推進期間中となっています。

また、平成27（2015）年の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が全文に記載されました。そこには、地球上の「誰一人取り残さない」、「すべての人々の人権を実現」することを掲げており、SDGsを構成する17の目標と169のターゲットには、根底に人権尊重の考えがあります。

「人権教育のための世界計画」第4段階においては、SDGsの目標4－7と連携することを盛り込んでいます。

本計画においても、国際的な取組と連携し推進することとしているため、SDGsを踏えた計画を策定します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 国の取組

わが国においては、日本国憲法において「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」が定められています。そのうちの「基本的人権の尊重」についても、さまざまな取組が行われてきました。

わが国では、「人権教育のための国連10年」の決議をふまえ、平成9（1997）年7月に、人権教育に関する国内行動計画を策定し、多分野にわたる人権問題に取り組んできました。

また、平成12（2000）年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育及び人権啓発の基本理念や施策の策定及び実施は、国の責務として明らかにされ、地方公共団体においても、基本理念に則り、国との連携を図りつつ地域の実情を踏まえた施策の策定及び実施が責務とされました。

そして、平成14（2002）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。その基本計画には、以下の4つの方針が示されました。

- ①広く国民の一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためには粘り強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望のもとに策定する。
- ②国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答弁を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④基本計画の策定にあたっては、行政の中立性を配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

その後、平成16（2004）年12月に「犯罪被害者等基本法」、平成17（2005）年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、平成19（2007）年7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正（「改正DV法」）、平成20（2008）年4月に「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」による法律改正、平成25（2013）年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、平成28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）及び「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定などの人権関係法の整備や改正が行われました。

現在、国の人権教育・啓発活動としては、啓発活動強調事項として、女性、子ども、高齢者、障害を理由とする偏見や差別、部落差別（同和問題）、アイヌの人々、外国人、感染症、ハンセン病患者・元患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者とその家族、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局によって拉致された被害者、ホームレス、性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別、人身取引、震災等の災害に起因する偏見や差別の17項目が取り上げられています。

啓発の内容、実施方法についても幅広く理解と共感が得られることが重要であるとともに、特定の職業に従事する者や、地方公共団体においても人権教育・啓発の担当者の育成のための研修が必要とされています。

（3）県の取組

岐阜県においては、平成10（1998）年に庁内の人権関係部局が連携・協力し、人権施策について総合的かつ効果的に推進することを目的とした「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」が設置され、平成12（2000）年には、人権尊重意識を広く県民に普及し、さまざまな人権に関する問題への取組を推進するため、「岐阜県人権啓発センター」が設置されました。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等で示された基本的考え方を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」が平成15（2003）年3月に策定されました。

平成17（2005）年には、これまでの「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」を改組・拡充し、岐阜県の人権課題全般について総合的に審議する機関として、県民を代表する有識者などで構成される「岐阜県人権懇話会」を設置し、人権施策を推進しています。

平成20（2008）年には、DVや子どもへの虐待、学校等でのいじめ、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に対応するため「岐阜県人権施策推進指針」が策定され、平成25（2013）年3月には、第2次岐阜県人権施策推進指針として改定が行われました。平成30（2018）年3月には、第3次岐阜県人権施策推進指針として改定が行われ、「一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して」をテーマとし、3つの重点対策（①「よく生き合う力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進、②市町村の人権教育・人権啓発に関する施策の策定の促進、③人権問題の早期発見、迅速な対応、持続的な取り組み、不断・普段の検証）を定め、岐阜県がすすめる人権教育・啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるため人権教育及び人権啓発の総合的な取組を行っています。そして、令和5（2023）年3月には第4次改定がなされます。

(4) 瑞穂市人権施策推進指針策定の趣旨

日本国憲法では、基本的人権の尊重で示すように、誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための、すべての人に平等な権利を保障しています。

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいてもっている固有の権利です。私たちが一人の人間として社会生活を送る際には、人はみな平等であるという基本理念を踏まえ、文化、価値観、ライフスタイルなどの個性を認め合い、一人ひとりが自由を確保し、互いに尊重し合うことが大切です。

しかし現状においては、国の内外を問わず、社会構造の複雑化・多様化、地域社会の空洞化の進行等により、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、人権を無視した雇用問題などが社会問題化しています。近年では、インターネット上の人権侵害やさまざまなハラスメント、ヘイトスピーチ、性的指向及び性自認を理由とする差別や偏見、災害時における人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな差別や偏見等、社会・経済状況の変化等により人権問題も多様化、複雑化しています。

瑞穂市（以下「本市」という。）においても現実にさまざまな人権問題が発生しています。こういった人権問題は、人々の偏見や差別意識、知識や理解の不足などにより発生するものであり、人権教育及び人権啓発により解消することが求められます。

本市においては、さまざまな人権課題に対し、激変する社会的背景や国・県の動向を踏まえ、基本的人権が尊重され市民が互いに協調し、「おもいやり」と「たすけあい」の精神をもって生き生きとして暮らせるよう、人権教育及び人権啓発を、生涯における各発達段階においてさまざまな機会を捉え、総合的かつ効果的に行うため、「瑞穂市人権施策推進指針」を策定し、取組の推進にあたってきました。今回の「瑞穂市人権施策推進指針」の改定は、本市がこれまで取り組んできた施策や理念を継承しつつ、新しい人権課題にも対応し、人権問題の解決に向けて施策のさらなる推進を図るためのものです。

2 指針の位置付け

この指針は、世界的な人権意識の高まりの中、わが国が平成12（2000）年に施行した、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条で規定する地方公共団体の責務により策定するものであり、同法第7条により国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針」の趣旨と本市の人権施策の整合性を図り、人権教育及び人権啓発に関する施策の一貫性を図り、かつ効果的な推進を目的として策定するものです。

本市においては、平成30（2018）年3月に瑞穂市人権施策推進指針を策定し、基本理念を「誰もがお互いを尊重し、支えあう共生のまちづくり」とし、人権教育及び人権啓発の総合的かつ効果的な推進に取り組んできました。

この度、瑞穂市人権施策推進指針の計画期間が終了を迎えることから、計画の改定に先立ち、市民の人権に関する考え方を把握し、その意見を今後の施策に反映するための基礎資料とすることを目的として、令和3（2021）年度に「瑞穂市人権に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を行いました。（抽出にて2,000人対象、644人回答）

本指針の改定にあたっては、瑞穂市第2次総合計画や瑞穂市地域福祉計画をはじめとした、関連計画などとの整合を図るとともに、全庁的な人権意識の高揚等を図り、今後さらに、本市の基本理念に基づくまちづくりの実現に向け、各種事業を推進していきます。

3 指針の基本理念

誰もがお互いを尊重し、支えあう共生のまちづくり

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいてもっている固有の権利です。社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において、幸福な生活を営むために、欠くことのできない権利であり、私たちは、自分や他人の「人権」を尊重するためには、まず、「人権」とはどのようなことなのかを知ることが最も大切です。

本市では、「瑞穂市第2次総合計画」の将来像である「誰もが未来を描けるまち」という理念のもと、基本目標の一つに「心が通う助け合いのまち」を掲げ、市民の助け合い・支え合いにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりをすすめています。

まちづくりをすすめるにあたり、従来の瑞穂市人権施策推進指針の基本理念を継承しそれをさらに深化させるため、本市の人権指針の基本理念を「誰もがお互いを尊重し、支えあう共生のまちづくり」とし、その達成のため市民とともに目指す姿（基本目標）を次のとおりとします。

【交流と人権感覚】 地域でさまざまな人と交流し、人権感覚を養う。

地域のコミュニケーション不足や人間関係の希薄化の中で、市民が、お互いによく関わり、ふれ合い、つながりをもつことで、お互いに向き合い、人権を尊重し合い、人権感覚を身につけていくことを目指します。

【意識と日常生活】 人権に関する知識を習得することで意識付けを行い、行動につなげる。

指針に基づく人権教育と人権啓発により、市民が、住み慣れた地域で子どもから大人まで、男性・女性の別、高齢者や障がいのある人、ない人等に関わらず人権に係る知識、意識や認識を深め、日常生活の中で生かしていけることを目指します。

【共生と協働】 協働して、人権啓発や人権教育活動に参画し、共生のまちづくりを目指す。

人権啓発活動等に、市民が参画し、市と協力・協働し合う体制を構築する中で誰もがお互いの人権を尊重し、支え合える共生のまちづくりを目指していきます。

また、近年、市民の人権意識は高まりつつあるものの、人権を侵害するさまざまな事象が生起し、日本国憲法で保障された基本的人権が完全には守られていない状況があることから、日本国憲法で保障された基本的人権を守るため、市民と市が一体となって人権尊重に取り組み“誰もがお互いを尊重し、支えあう共生のまちづくり”に向けて令和5（2023）年3月17日に「人権尊重都市宣言」を市議会の議決を得て制定しました。

この「人権尊重都市宣言」や総合計画の方針を踏まえて、「市民一人ひとりの人権を尊重し合い」市民と市が一体となり人権尊重のまちづくりをすすめていきます。

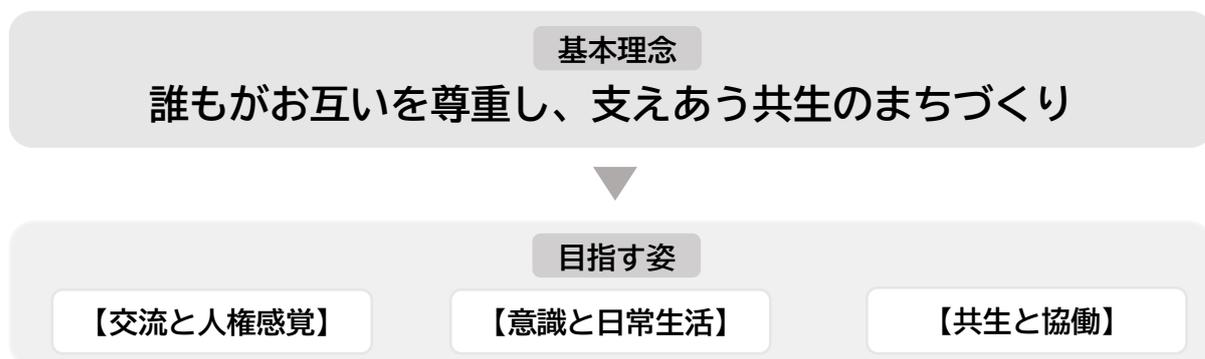
「瑞穂市人権尊重都市宣言」

人は誰でも、一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、夢や希望をもち、健康で幸せな生活を営む権利をもっています。その権利を人権といいます。

人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、すべての人々の願いです。

私たち瑞穂市民は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、人権問題をひとつと考えるのではなく自分の問題として捉え、お互いの人権を尊重し、差別や偏見などによる人権侵害のない、誰もが健やかで幸せな未来を描ける瑞穂市を築いていくために、ここに「人権尊重都市」とすることを宣言します。

4 計画の体系図



あらゆる場における人権施策の推進

1 学校における人権教育の推進									
2 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進									
3 企業等における人権教育・啓発の推進									

各課題における施策の推進

1 女性の人権									
2 子どもの人権									
3 高齢者の人権									
4 障がいのある人の人権									
5 部落差別（同和問題）									
6 外国人の人権									
7 感染症患者等の人権									
8 刑を終えて出所した人の人権									
9 犯罪被害者等の人権									
10 インターネットによる人権侵害									
11 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別									
12 その他の人権問題									

5 本指針に基づいた実践の期間

本指針の実践にあたっては、令和5（2023）年度を初年度として令和9（2027）年度までの5年間で推進期間とします。また、本指針の推進期間中においても、社会情勢や市民意識の変化、施策の達成に向けた変更等が生じる場合には、必要に応じて弾力的かつ柔軟に見直すものとします。

平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)
					第2次 瑞穂市人権施策推進指針				
瑞穂市人権施策推進指針									

1 学校における人権教育の推進

(1) 現状と課題

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養^{かんよう}※を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）を指しており、学校教育と社会教育とが相互に連携を図り、市民一人ひとりのライフステージに合わせて、子どもから大人に至るまで継続して実施されることが必要です。

また、文部科学省では、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14（2002）年）閣議決定、平成23（2011）年一部変更）を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、平成20（2008）年3月に「第3次とりまとめ」を公表しました。また、道徳教育の一層の充実を図るため、平成30（2018）年度から小学校、令和元（2019）年度から中学校において「特別の教科 道徳」が全面実施されています。

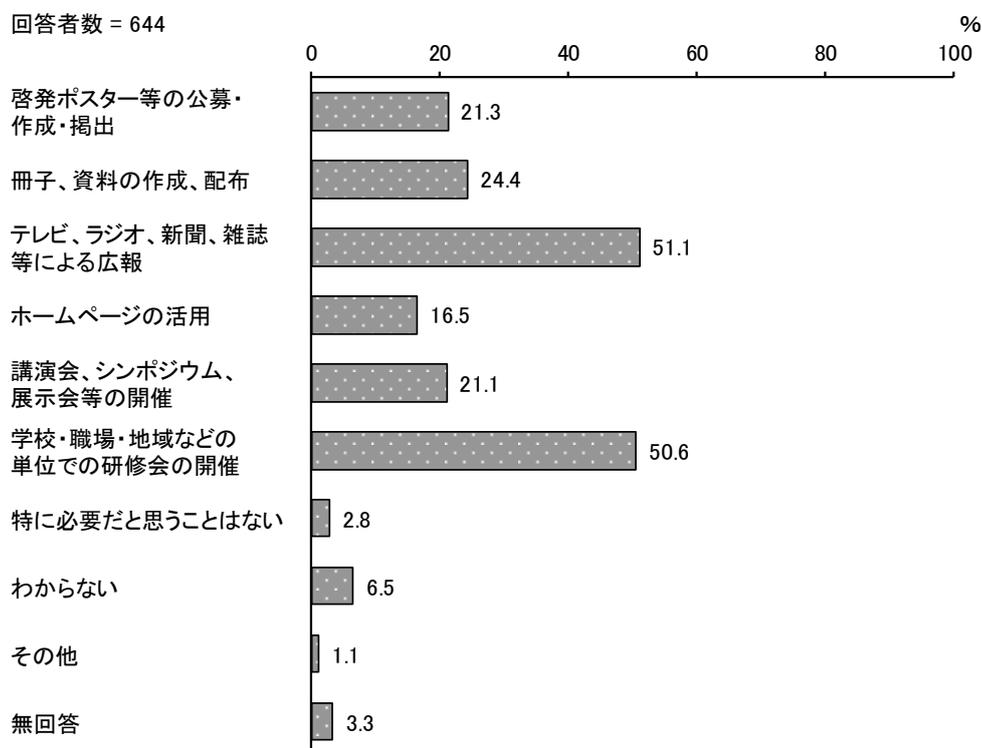
学校教育においては、人格の基礎が形成される時期にあたることから、幼少期から青年期に至る間の人権教育は特に重要です。

市民意識調査によると、人権侵害に関する市民の認識を深めるために特に必要なこととして、「学校・職場・地域などの単位での研修会の開催」（50.6%）となっており、子どもたちが暮らす学校生活の場での人権教育への期待が高いことがうかがえます。

幼児、児童生徒、学生の発達段階に応じながら、人権意識の涵養^{かんよう}に向けた、啓発・教育を実施していくことが必要です。また、自分と異なる他者との交流の機会を通じて、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権意識を培うことが必要です。また、学校教育の担い手である教職員に対して人権研修を行うなど、人権尊重の理念を深く理解した教育者の育成を図る取組も必要であり、いじめや体罰等の未然防止と早期発見・早期対応の体制づくりをすすめていくことが必要です。

※涵養とは、水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てることをいいます。教育などでは、ゆっくりと成長させることという意味になります。

人権侵害に関する市民の認識を深めるために特に必要なことについて



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 幼児教育や学校教育において、自然や多様な人々との交流や体験等を通じた、人権教育を推進します。
- 人権擁護委員と連携し、発達段階に応じながら、人権意識の涵養^{かんよう}に向けた、啓発・教育を実施します。
- 人権尊重の教育を推進していくため、教職員の指導力向上を目的とした取組に努めます。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
<p>学校教育における人権教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○全教育活動を通じて児童・生徒の人権意識を培い、生活の中で生きて働く力を育成する教育を推進します。 ○車いす体験や障がいのある人との交流や当事者の疑似体験の機会等を通じて、互いを認め合う人間性豊かな児童・生徒を育む教育を推進します。 ○人権擁護委員と連携し、発達段階に応じながら、人権意識の涵養^{かんよう}に向けた出前講義等、啓発・教育を実施します。 ○教職員に対する計画的な人権教育研修に努めます。 ○人権教育担当教員が専門的研修に参加し、研修内容を各校の全職員に広める取組に努めます。 ○教員が互いに学び合う機会を確保し、人権教育の観点に立った授業研究に努めます。 ○人権週間の中やさまざまな機会を通じて、人権集会を行うなど、人権教育の推進を図ります。 ○認知症サポーター研修を行い、認知症の正しい理解と互いに助け合う共生社会の推進を図ります。
<p>幼児教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの豊かな感性や人間性を育むため、文化的体験活動や自然とふれ合う活動を推進します。 ○幼児期からの人権意識を養うための啓発・教育を推進します。

2 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

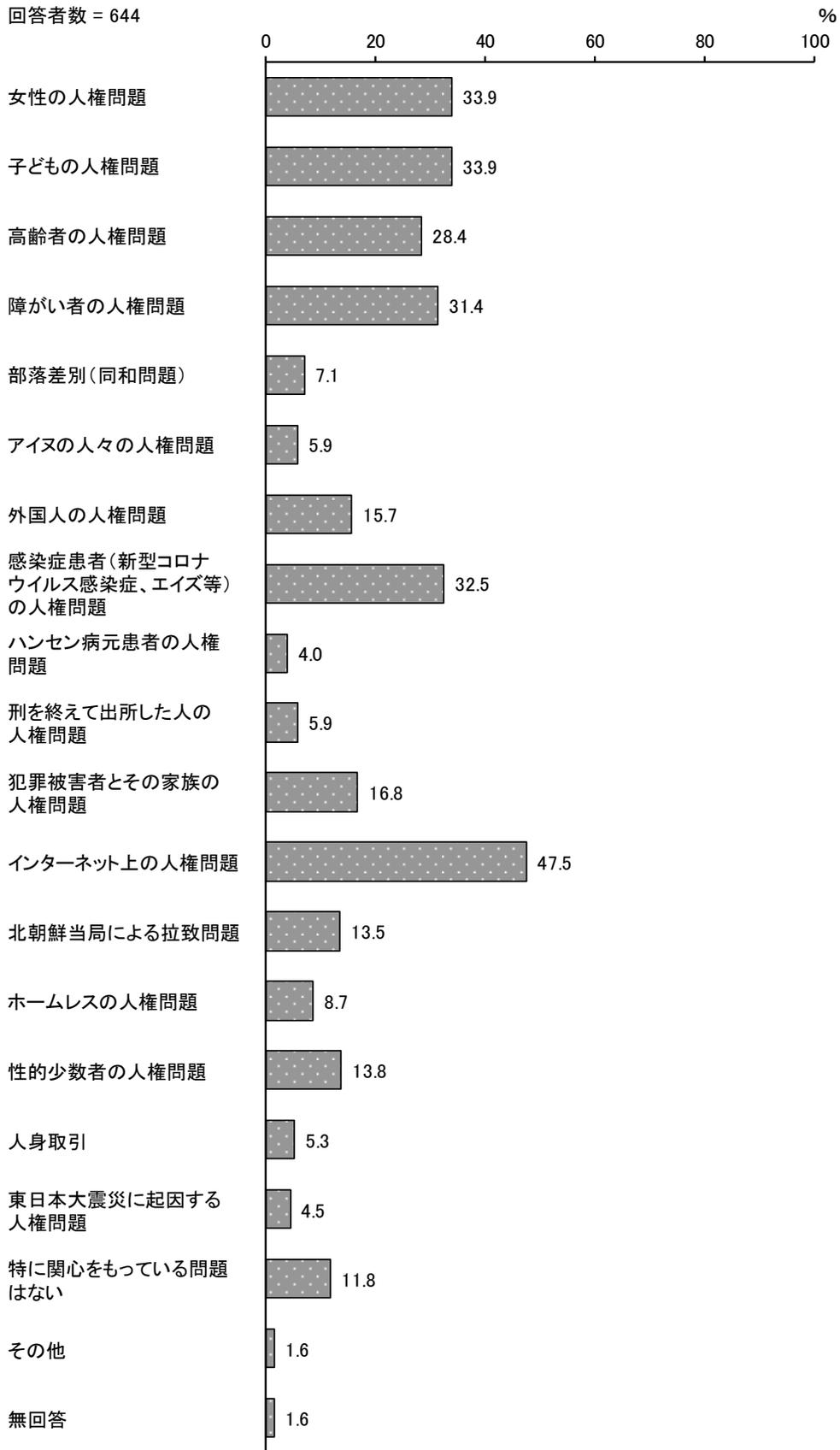
家庭は、人権に関する基本的な学習の場であり、特に子どもにとっては、人権意識を育むうえで極めて重要な場です。親が他の人に対して偏見をもたず、差別をしない、差別を許さないなど、人権問題を正しく理解したうえで子どもと接することが重要です。しかし、現実には、社会が変化する中、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに育児不安、児童虐待や高齢者虐待が社会問題となっています。地域においては、人間関係の希薄化や核家族化等の世帯の小規模化が進んでおり、それに伴う地域の弱体化も問題となっています。

市民意識調査によると、人権問題に何らかの関心がある市民が 86.6%となっていますが、過去3年間の市民の人権問題に関する講演会への参加度について、「講演会自体を知らなかった」(45.3%)が最も高く、平成28(2016)年度に比べ変化がみられていません。

今後、家庭・地域社会での人権教育及び人権啓発を推進するため、ライフステージに応じて、市民の関心があるテーマを中心として、人権に対する関心を高め、人権意識の高揚や学習機会の充実へとつなげていくことが必要です。

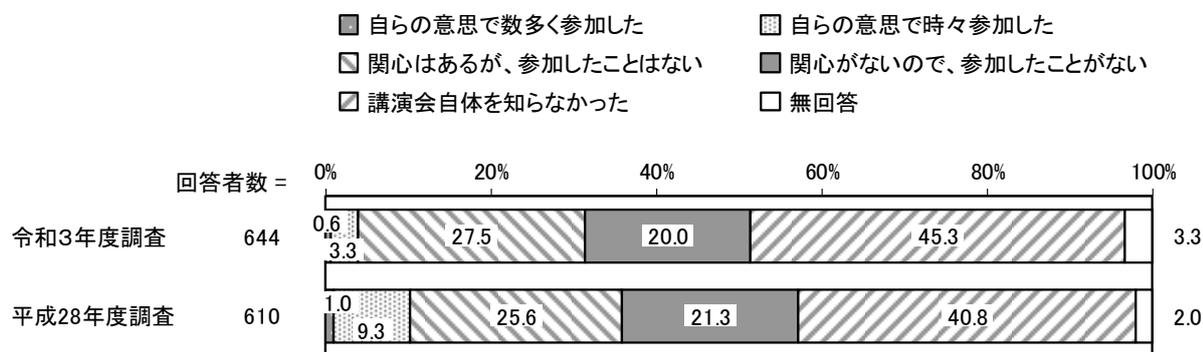
また、家庭の孤立化が指摘されている中で、地域、学校、行政等の関係者が連携して家庭を支援することも重要です。

現在関心をもっている人権問題について



(令和3 (2021) 年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

人権問題に関する講演会への参加について



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 家庭における人権教育を高めるための支援を行います。
- 人権に関する知識や考え方の普及・啓発を推進します。
- 人権教育及び人権啓発活動を推進する人材の養成に努めます。
- 市民の複合的な課題に対し、包括的・重層的な相談体制の充実に努めます。
- 地域の問題について、身近な地域で話し合う場をつくります。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
保護者に対する研修などの充実	○PTAの研修等、保護者を対象とする人権研修会の充実を図ります。
講座などの開催	○参加者の関心があるテーマを設定した人権講演会を開催します。
「人権問題講演会」の充実	○市民、人権に関わりの深い仕事に従事する人（人権擁護委員、民生委員等）に対する啓発講演会の充実を図ります。
高齢者に対する人権啓発の推進	○高齢者サロン等で、人権啓発を推進します。
ポスター掲示などによる人権啓発の推進	○市役所、市内施設、コミュニティーセンター等、さまざまな場所に人権の大切さを訴えるポスターの掲示などを通じて人権の啓発を推進します。

事業名・取組	事業・取組内容
人権街頭啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市内イベントでの人権啓発を推進します。 ○プロジェクションマッピングによる人権啓発を行います。
国・県及び関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○人権擁護委員が中心となり、国や県、人権啓発活動ネットワーク協議会などが一体となって、幅広い啓発活動を推進します。
人権擁護委員の研修	<ul style="list-style-type: none"> ○指導・相談技能を高めるための研修の充実を図ります。
個別の課題に対応した相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○当事者会及び家族会の構築・運営により、生きづらさを共感できる場づくりに取り組みます。 ○医療・福祉・教育の関係機関と連携し、個別の課題に合わせた専門的な支援を適切にコーディネートし、必要な支援につなげる体制の充実を図ります。
瑞穂市人権相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○人権擁護委員による相談の充実に努めます。
国、県などとのネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○適切なアドバイスを得るため、国や県などとのネットワークの充実に努めます。
地域の課題について話し合う場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域の課題について、話し合う場を提供し、住民の福祉意識、人権意識の向上につなげます。

3 企業等における人権教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

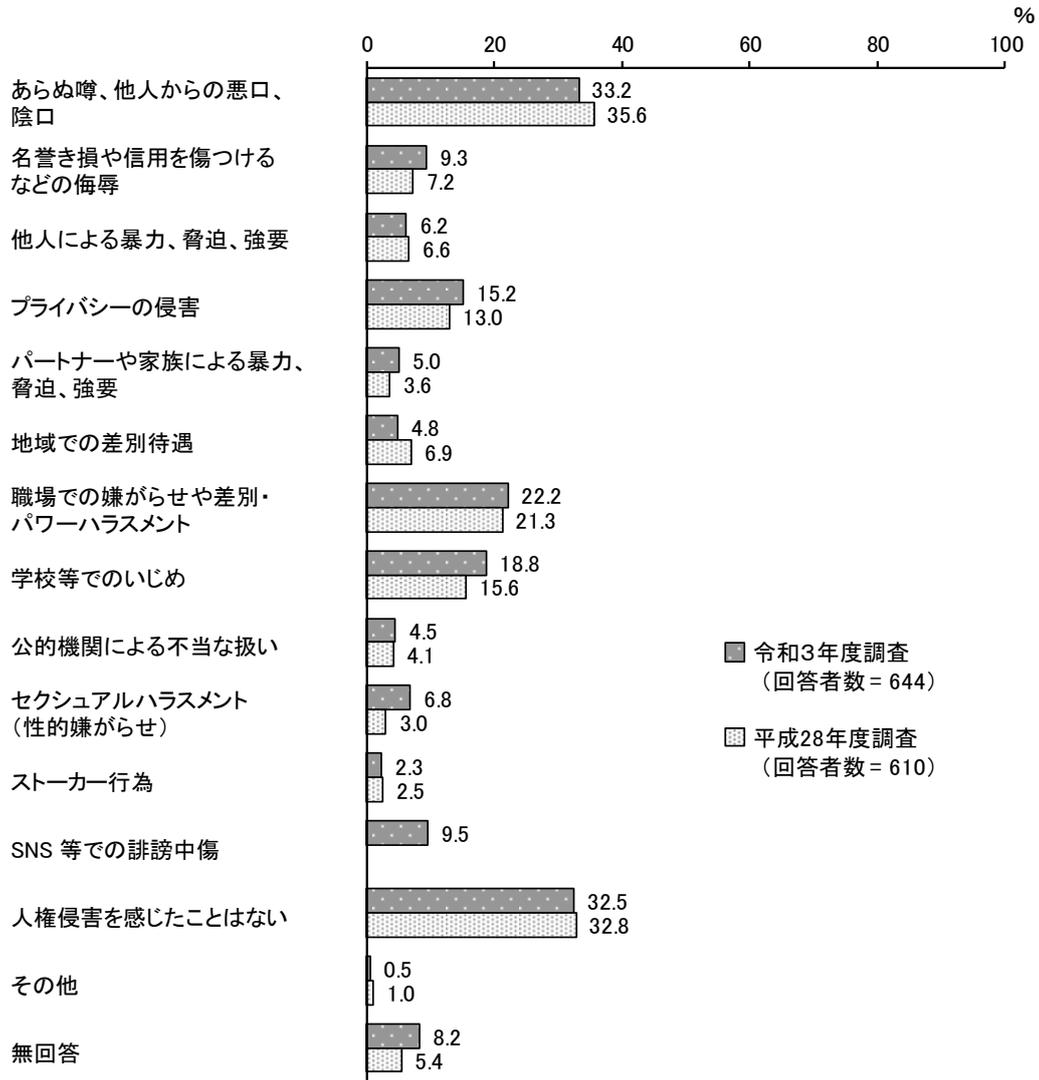
企業等の事業所においては、公正な採用、男女間の昇進や賃金格差の問題、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のさまざまなハラスメントへの対応等、働く人の立場に立った働き方改革が求められています。

市民意識調査によると、人権侵害を受けたことがあるかについて、「職場での嫌がらせや差別・パワーハラスメント」の割合が22.2%となっており、平成28(2016)年度調査と比べ0.9%微増しています。

企業等の事業所は、事業活動を通じて家庭や地域と深い関わりをもっており、事業活動において、人権尊重の視点に立ち、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが重要となります。このため、企業等の事業所に対して、各種法令の遵守に努めるよう、法律についての情報提供を行うことが必要です。

また、行政職員等、人権に関わりが深い特定の職業に従事する者（行政職員、教職員、保育士、消防職員、医療・福祉関係職員等）については、人権意識の向上が特に求められ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育・啓発の充実及び強化を推進していくことが必要です。

人権侵害を感じたことがあるかについて



(令和3 (2021) 年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 企業等事業所の人権意識を向上するため、人権教育及び人権啓発活動を促進・支援します。
- 雇用や職場における各種ハラスメント等の人権侵害の未然防止、早期発見・早期対応の体制整備を支援します。
- 平等な就労機会と待遇の確保について啓発します。
- 市職員に対する人権教育及び人権啓発を推進します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
企業等事業所における人権教育及び人権啓発の充実	○人権問題に対する意識向上や各種ハラスメントの防止に向けて、企業等事業所の自主的な人権教育及び人権啓発のため、講師の派遣や教材の提供などの支援の充実に努めます。
雇用・昇進の機会均等の推進	○企業等事業所において雇用・昇進の機会均等を推進します。
市の職場における人権教育及び人権啓発の充実	○本市のあらゆる職場において人権尊重を基本とした職務が遂行できるよう、研修の充実に図ります。

1 女性の人権

(1) 現状と課題

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、未だ「男は仕事、女は家庭」などといった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、家庭や職場、地域などでさまざまな差別を生む原因となっています。また、女性のひとり親家庭においては、近年の社会情勢の影響もあり、経済状況はさらに厳しいものとなっています。

国においては、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、同法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクションをはじめとしたさまざまな取組をすすめる、令和 2（2020）年に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。平成 24（2012）年には、女性の活躍における経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」が策定され、平成 28（2016）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、女性の職業生活における活躍を推進するための取組がすすめられています。令和 3（2021）年には、世界経済フォーラムが発表した経済・教育、政治及び健康の各分野のデータから男女間の格差を数値化した「ジェンダー・ギャップ指数」では、156 か国中 120 位になっているなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。

男女間の暴力に関しては、国において、平成 25（2013）年に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が相次いで改正されています。

近年の状況としては、内閣府男女共同参画局の調査によると、コロナ禍の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加などにより、DV（配偶者暴力）相談件数が増加しており、女性に対する暴力の増加の深刻化、女性の自殺者数の増加に影響を与えている可能性があるとして指摘されています。

なお、市では、令和 4（2022）年 4 月に DV 対策地域協議会を要保護児童対策地域協議会と協働するかたちで立ち上げ、特に実務者レベルでの情報共有の充実を図っています。

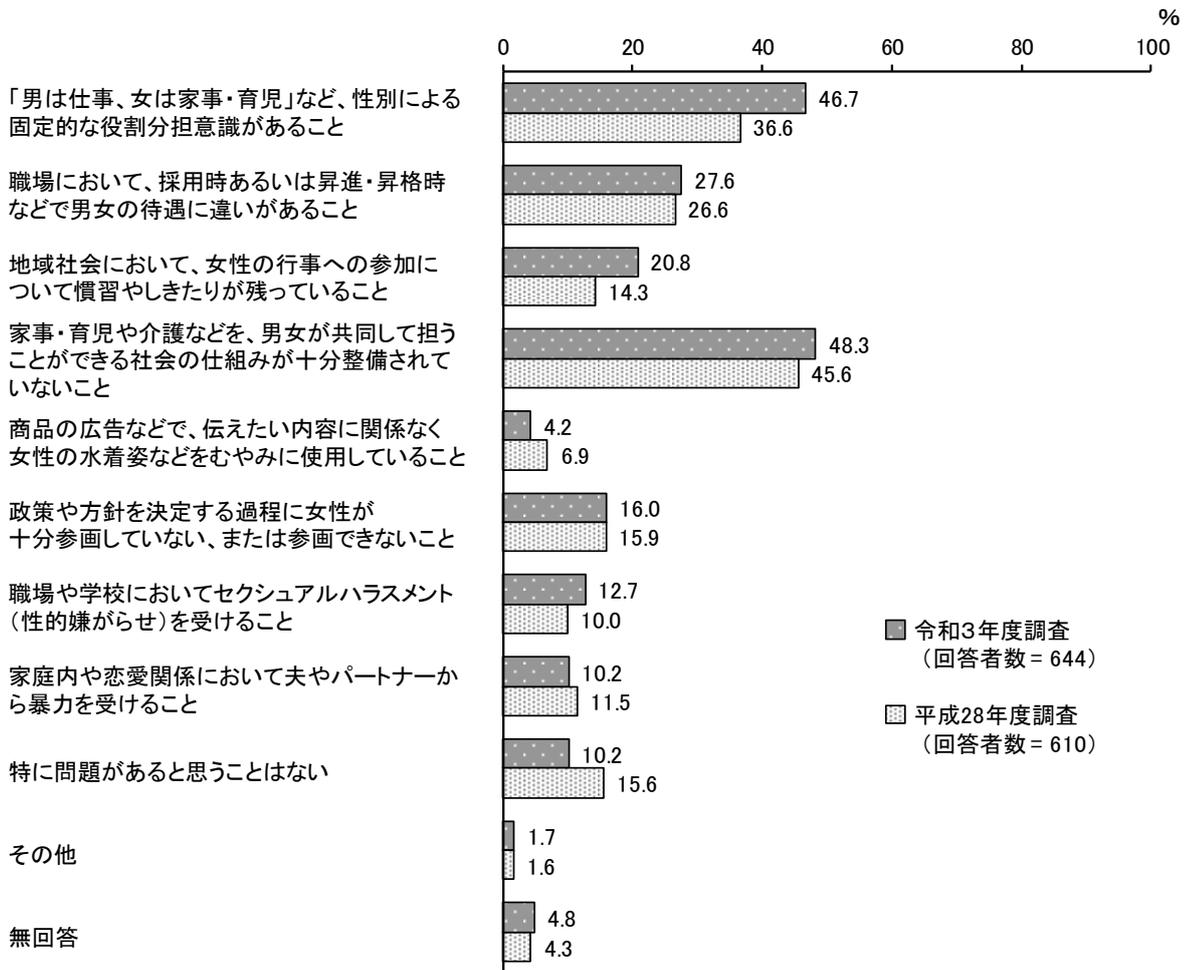
市民意識調査によると、女性の人権問題について特に問題があると思うことは、「家事・育児や介護などを、男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」の割合が 48.3%と最も高く、次いで「男は仕事、女は家事・育児」など、性別による固定的な役割分担意識があること」の割合が 46.7%となっています。

平成 28 (2016) 年度調査と比較すると「男は仕事、女は家事・育児」など、性別による固定的な役割分担意識があること」の割合が 10 ポイント近く高くなっており、性別役割分担意識に対する市民の意識が改善した結果、課題と感じる市民が増加したことが想定されます。

また、女性の人権を尊重していくために必要なことは、「家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」の割合が 48.1%と最も高くなっており、仕事と家庭との両立のために社会環境の整備が求められています。また、平成 28 (2016) 年度調査に比べると、「学校教育や社会教育の場で、男女平等を推進するための教育、学習活動を充実させる」の割合が増加しており、学校、社会での教育活動を通じた市民への啓発が求められています。

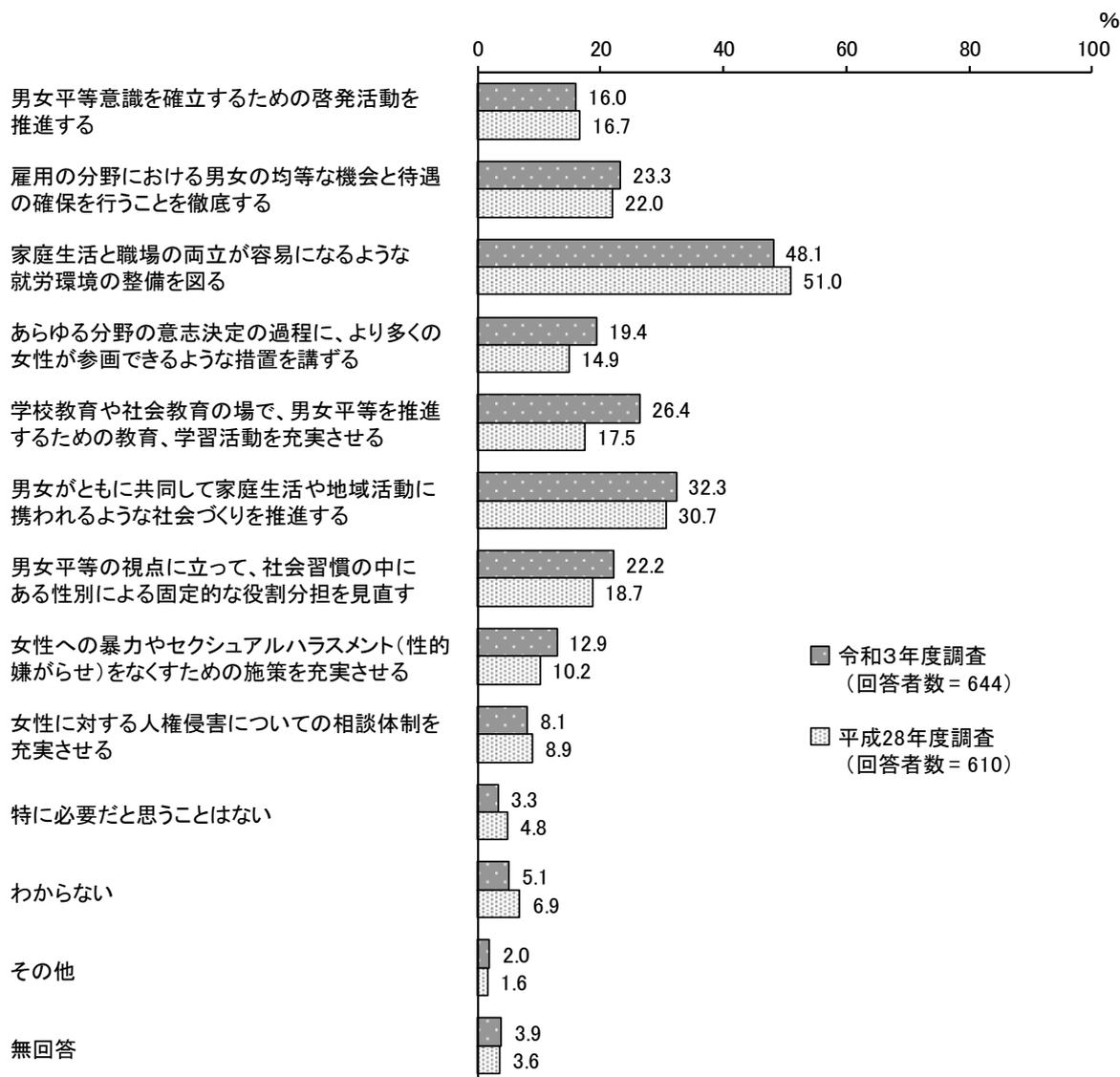
今後も、家庭・職場・地域へのジェンダー平等への理解に向けた啓発を行うことにより、性別に基づく不平等を許さない社会づくりを推進していくとともに、仕事と家庭の両立がしやすい環境を整備し、性別にかかわらず誰もが望む暮らしが実現できる社会の実現へとつなげていくことが必要です。また、DV等さまざまな困難な状況に置かれている女性への支援を充実していくことが必要です。

女性の人権問題について特に問題があると思うこと



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

女性の人権問題を尊重していくために必要なこと



(令和3 (2021) 年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 男女共同参画社会を目指し、さまざまな機会を通じて家庭、地域、職場における男女共同参画がすすむよう、男女共同参画の周知・啓発を行い、意識の向上に努めます。
- 女性の人権を無視したさまざまな暴力等、行為の根絶と被害の救済に努めます。
- あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりを推進します。
- さまざまな困難を抱えた女性が安心して暮らせる相談支援体制の構築に取り組みます。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
生涯学習における学習機会の充実	○多くの市民が人権問題に関心をもつよう、市民の関心の高い内容に工夫し、人権をテーマにした講演会などの充実に努めます。
女性に対する暴力防止意識の向上	○女性に対する暴力防止のための情報提供や啓発を推進します。特に関心の低い層への積極的な情報提供と研修活動を行います。
女性の暴力被害の救済支援の充実	○配偶者や恋人などパートナーから受ける暴力(DV)、セクハラ、ストーカー行為などの暴力や性的いやがらせの被害者に対する支援の充実に図ります。
母子等緊急一時保護事業の充実	○県と連携して、夫の暴力などにより、緊急に保護が必要となる母子などに対する一時的な生活支援の充実に図ります。
女性のための相談体制の充実	○専任の女性相談員が常駐し、児童福祉や母子保健部門と連携して、さまざまな悩みをもつ女性からの相談に応じて適切な助言・指導を行う体制の充実に図ります。
「おもいやり」「ささえあい」から始まる瑞穂の夢まちづくり	○配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画に基づく体制づくりを推進します。
瑞穂市男女共同参画基本計画の推進	○男女共同参画社会を実現するため、市政のあらゆる分野で的確な進捗管理を行い、計画を推進します。
メディアを活用した情報発信の充実	○男女共同参画に関する市民の意識を高めるため、市広報をはじめあらゆる情報媒体を活用し積極的に啓発をすすめます。
審議会などへの女性委員登用の促進	○市政やまちづくりへの女性の参画を図るため、各種審議会・委員会における女性委員の登用を促進します。

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

子どもを取り巻く環境は、いじめや児童虐待、児童ポルノ等の性被害、体罰など、依然として厳しく、近年ではインターネットなどICT（情報通信技術）の発展に伴い、複雑化・多様化した問題が発生しています。

平成元（1989）年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」においては、「子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者」として位置づけられており、わが国では平成6（1994）年にこの条約を批准しました。

また、国においては、平成11（1999）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）、平成12（2000）年に虐待の禁止や児童相談所への通告義務を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）、平成22（2010）年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

さらに、平成28（2016）年に、「児童福祉法」が改正され、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策をより一層強化するために、市町村及び児童相談所の体制強化が明確にされました。

平成20（2008）年には、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）の改正法の施行、平成21（2009）年に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が施行されました。

平成25（2013）年には、「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ防止等のための対策についての国及び地方公共団体等の責務が明確にされ、平成26（2014）年に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子ども貧困対策推進法）が施行されました。

平成27（2015）年3月に、「少子化社会対策大綱」が取りまとめられ、同年4月より、子ども・子育て関連3法に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、社会全体で子ども・子育て世帯を支える環境づくりをすすめる「子ども・子育て支援新制度」が始まり、令和5（2023）年4月には、子どもの権利を保障するための「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」の設置が予定されるなど、子どもの権利を守る法制度の整備がすすめられています。

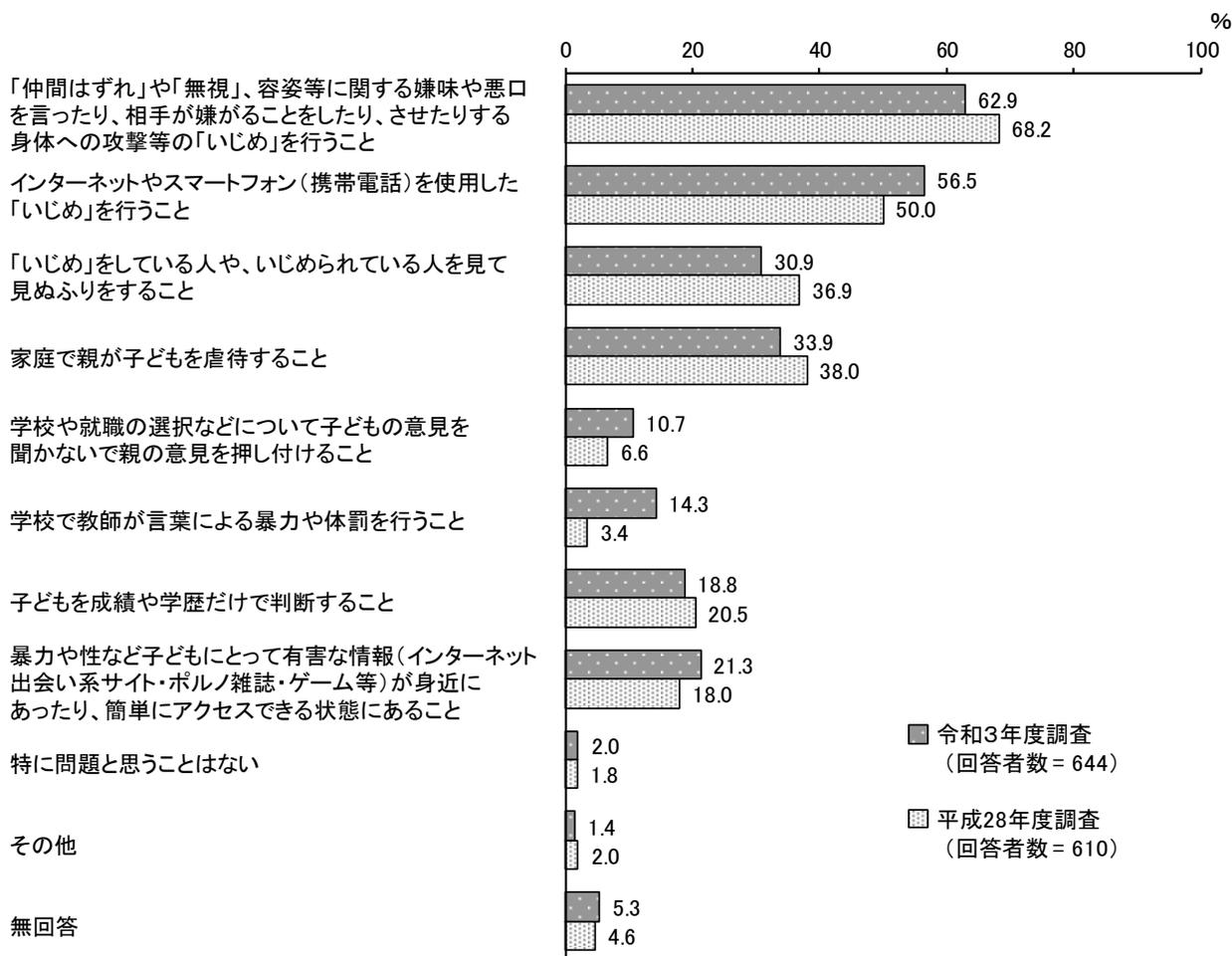
本市においても、大きな社会問題となっているいじめについて、子どもたち自身が問題についての理解を深め、その解決に向けて主体的に行動できるようにすることとともに、学校だけでなく、家庭や地域、社会全体で共通認識をもち、子どもたちを見守り、支え励まし、導いていくことが求められており、このことを市民全体で共有し、いじめの防止について市全体で推進するため、令和5（2023）年3月に「瑞穂市いじめ防止対策に関する条例」が制定されました。

市民意識調査によると、子どもの人権問題について特に問題があると思うことは、「「仲間はずれ」や「無視」、容姿等に関する嫌味や悪口を言ったり、相手が嫌がることをしたり、させたりする身体への攻撃等の「いじめ」を行うこと」の割合が62.9%と最も高く、次いで「インターネットやスマートフォン（携帯電話）を使用した「いじめ」を行うこと」の割合が56.5%と平成28（2016）年度調査と同様高くなっています。また、子どもの人権を守るために必要なことは、「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、3者が連携して活動に取り組む」の割合が42.9%と最も高くなっています。平成28（2016）年度調査と比較すると「親の家庭でのしつけ等の教育力を向上させる」の割合が10ポイント近く減少しています。

児童虐待やいじめなどの子どもをめぐる人権問題に対応するため、家庭や学校だけではなく、地域社会全体で子どもを育てるという機運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応するとともに、子どもたちの成長過程で生じるさまざまな問題解決のために切れ目のない相談・支援体制の充実が必要です。また、子どもの貧困やヤングケアラ一等、困難な状況にいる子ども一人ひとりの状況に応じた、寄り添った支援を行うことも必要です。

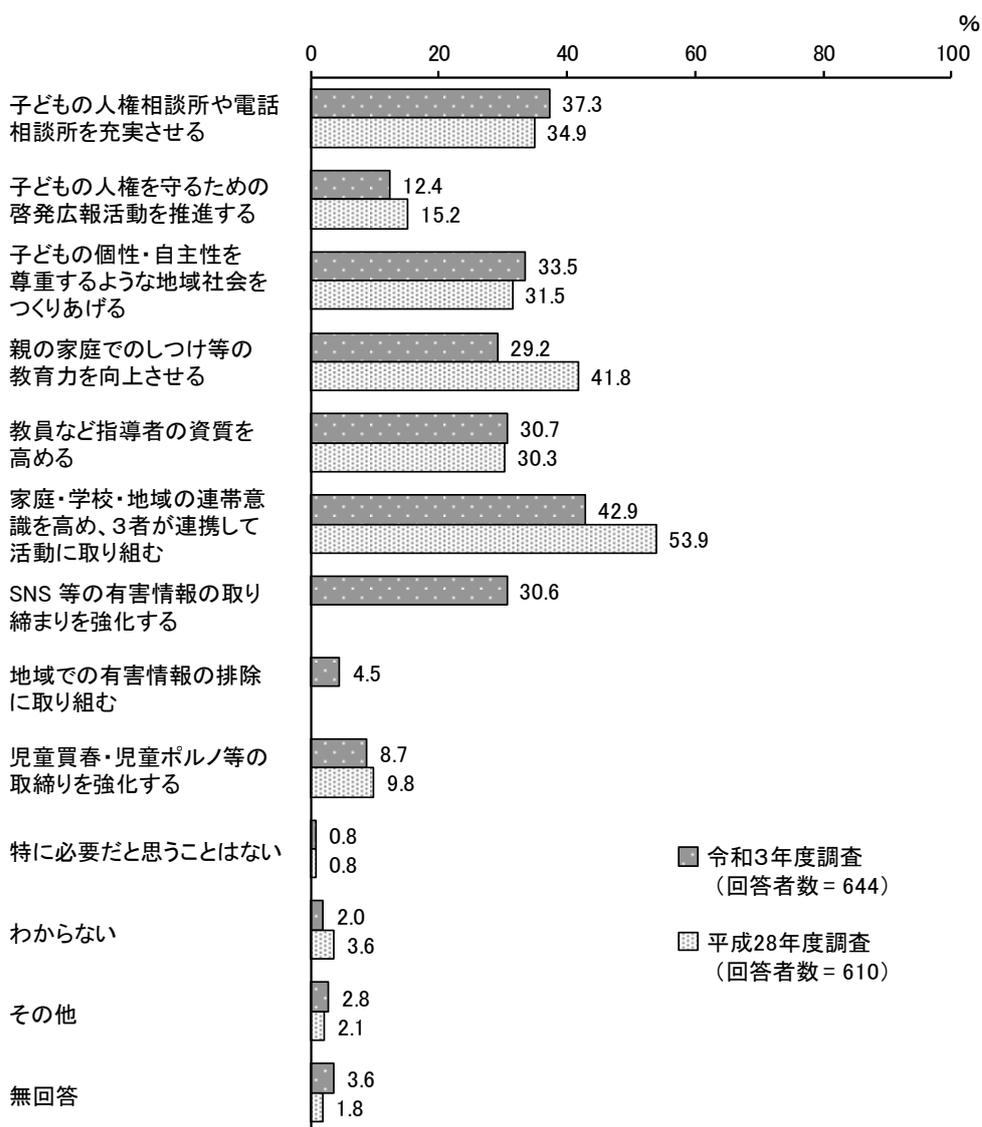
子どもの人権尊重においては、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念や「こども基本法」の趣旨を踏まえ、子どもとしての権利や自由を尊重していくことが必要です。

子どもの人権問題について、特に問題があると思うこと



(令和3 (2021) 年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

子どもの人権を守るために必要なこと



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

※前回は「SNS等の有害情報の取り締まりを強化する」と「地域での有害情報の排除に取り組む」の選択肢がありませんでした。

(2) 施策の方向

- 子どもや子育て世代への理解を深めるため、多世代間交流の推進やさまざまな学びの機会を通じて、子どもの人権を尊重する意識の普及・啓発を図ります。
- 子どもや子育て世代が地域で生き生きと生活できるよう、集いの場や居場所づくりの充実を図ります。
- 学校教育等により、子どもへの人権教育の充実を図ります。
- 家庭・学校・地域の連携のもと、児童虐待防止の啓発及び事案の早期発見、早期対応を推進します。
- いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて、相談体制の充実を図ります。
- ヤングケアラー等の子どもに対する理解の醸成や必要な支援につなげる体制づくりに取り組みます。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
多世代間交流事業の充実	○地域の高齢者を子どもたちの行事に招待したり、子どもたちが高齢者福祉施設を訪問するなど、親世代を含む多世代間のふれ合いを図る事業の充実を図ります。
学校教育における人権教育の推進	○車いす体験や障がいのある人との交流や当事者の疑似体験等の機会を通じて、互いを認め合う人間性豊かな児童・生徒の育成を推進します。 ○認知症についても正しく学習する機会を設けます。
スクールカウンセラー、相談員の指導力向上	○スクールカウンセラーや相談員に対する研修会などを設け、さまざまな困難を抱えている児童生徒の支援等指導力の向上を図ります。
教職員に対する人権研修の推進	○教職員に対する人権教育研修を計画的に実施するとともに、人権教育担当教員に対する専門的研修を実施し、研修内容を各校の全職員に広める取組を推進します。
保護者を対象とした人権教育の充実	○PTAの研修等、保護者を対象とした人権に関する研修会の充実を図ります。
児童虐待防止啓発の充実	○家庭・学校・地域の連携意識を高め、連携して活動に取り組むための啓発に取り組めます。 ○市広報などを通じて、虐待防止の啓発の充実を図ります。

事業名・取組	事業・取組内容
児童虐待への対応強化	○瑞穂市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待や要援助児童などの早期発見及び適切な保護支援を強化します。
子どもの人権相談の充実	○子どもの人権問題に対して子どもとその親へ適切な指導・援助が行えるように相談体制の充実を図ります。 ○虐待やいじめ等について、子ども自身が相談できて助言が受けられる場所や方法の充実を図ります。
子どもの人権教室の充実	○子どもに人権問題を考えてもらえるように人権教室を行います。
ヤングケアラーに対する啓発	○ヤングケアラーに対する市民の理解に向けた啓発に取り組みます。
ヤングケアラーの早期発見及び支援	○本来大人がするような家族の世話をしている子どもの実態把握に努め、適切な支援につなげます。

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

国における高齢化の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、令和2（2020）年10月1日時点で65歳以上が3,619万人、高齢化率は28.8%となっています（令和2（2020）年国勢調査）。本市においては、令和2（2020）年10月1日現在、高齢化率は21.0%となっており、国と比較しても高齢化率は低いものの、年々増加しています。また、団塊の世代が75歳以上になる令和7（2025）年には支援が必要な高齢者も急増すると見込まれ、大きな課題となっています。

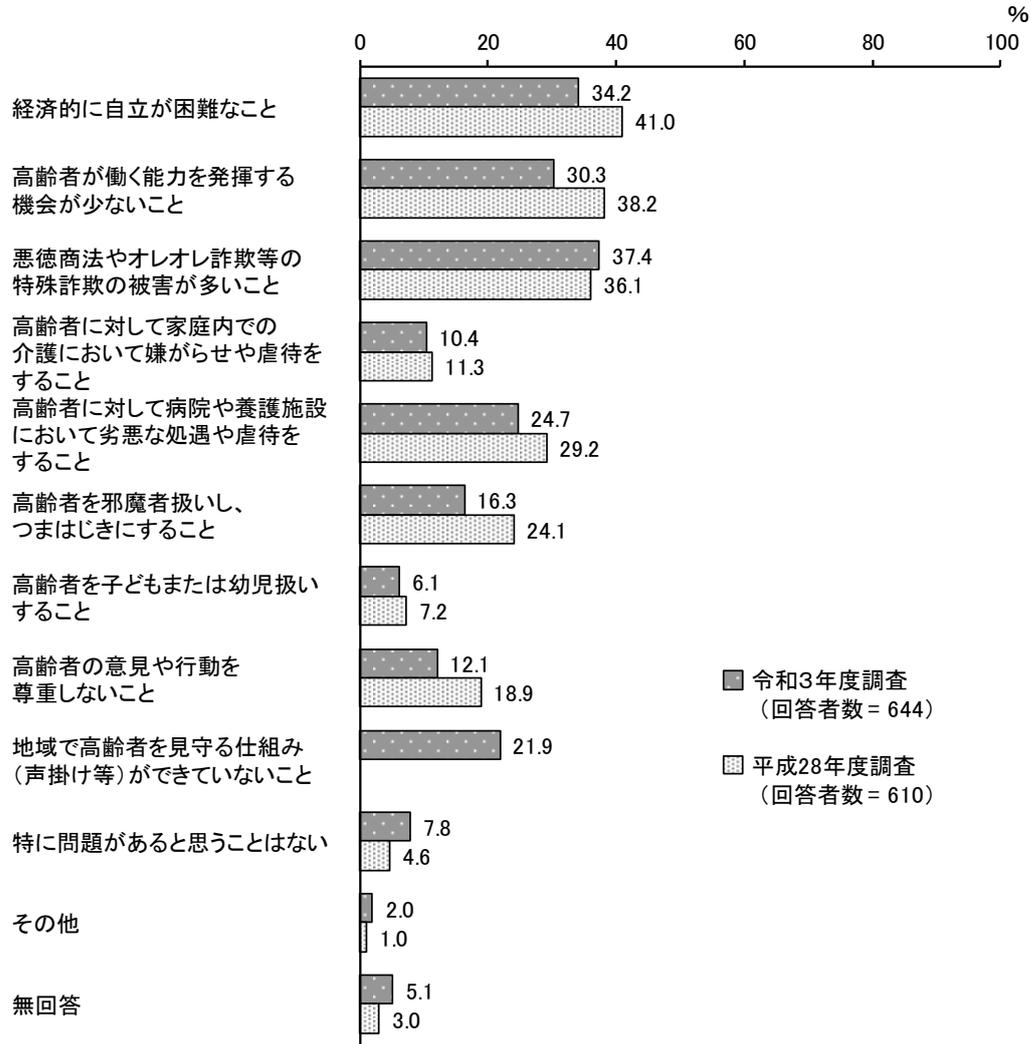
このような高齢化をはじめとする社会構造の変化や家族形態の多様化、地域社会のつながりの希薄化などにより高齢者を支える担い手が減少している中、介護における虐待や一人暮らしの高齢者や認知症高齢者などを標的にした特殊詐欺による財産や金銭の搾取といった権利の侵害が新たな社会問題となっています。

国においては、平成18（2006）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと見られる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

市民意識調査によると、高齢者の人権問題について特に問題があると思うことは、「悪徳商法やオレオレ詐欺等の特殊詐欺の被害が多いこと」の割合が37.4%と最も高く、次いで「経済的に自立が困難なこと」の割合が34.2%となっています。平成28（2016）年度調査と比較すると、3番目に高かった「悪徳商法やオレオレ詐欺等の特殊詐欺の被害が多いこと」が1番関心の高い人権問題となっています。また、高齢者の人権を守るために必要なことは、「年金や住宅、福祉、医療サービス等の充実により、高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する」の割合が58.2%と最も高くなっています。

こうした市民意識の中で、一番関心の高い特殊詐欺への対応としては、消費者教育及び被害にあった高齢者への相談対応の充実はもちろんのこと、高齢化や世帯の孤立が進む中、地域での普段からの声かけなど、市民のつながりといった面からの抑止も有効と考えられます。そして、広く高齢者の人権を守るためには、これも調査にある通り、高齢者が自立して生活しやすい環境を整備することが必要で、そのためには、年金や住宅、福祉、医療サービスの充実はもとより、高齢者が社会の重要な一員として、その個性や能力を十分に発揮しながら主体的に社会活動に参画し、生きがいをもって、住民同士が支え合って、生き生きと暮らすことができるような地域の基盤づくりが欠かせません。

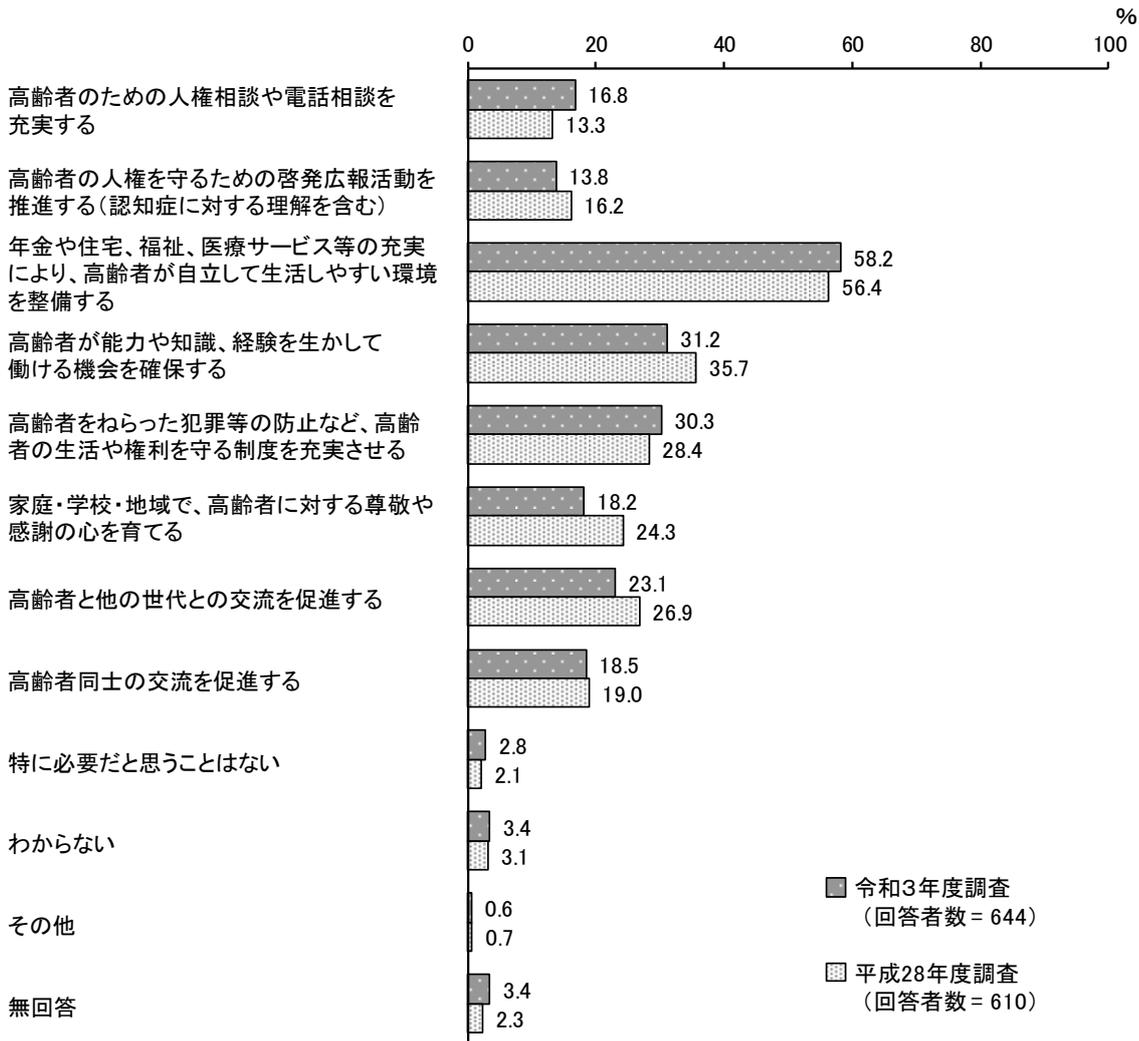
高齢者の人権問題について特に問題があると思うこと



(令和3 (2021) 年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

※前回は「地域で高齢者を見守る仕組み(声掛け等)ができていないこと」の選択肢がありませんでした。

高齢者の人権を守るために、必要なこと



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 高齢者への理解を深めるため、世代間交流の推進や、普及・啓発の充実を図ります。
- 地域での声かけ、見守りができるような環境づくりを推進します。
- 高齢者が地域で生き生きと生活できるよう、サロン等の集いの場の充実や就労機会や生きがい活動の充実を図ります。
- 高齢者のニーズに応じた、生活支援、介護サービスの充実を図ります。
- 高齢者やその家族に対する権利擁護を推進します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
多世代間交流事業の充実	○地域の高齢者と子どもたちがいっしょに学校で学んだり交流するなど、親世代を含む多世代間のふれ合いを図ります。
高齢者職業相談の充実	○商工会やハローワーク等と連携し、さまざまな就労先の開拓やつなぎ、高齢者の就業に関する相談や情報提供の充実を図ります。
シルバー人材センター事業の充実	○自らの生きがいづくりや活力ある地域社会づくりに貢献するシルバー人材センター事業の支援の充実を図ります。
地域包括支援センターの充実	○高齢者の総合相談窓口として、センターの周知を図っていきます。特に、関係機関（民生委員・自治会等）への周知を行うことで、身近な相談先として活用促進につなげます。 ○地域で暮らす高齢者の権利擁護業務（虐待防止を含む）などさまざまな面から支援の充実を図ります。
一人暮らし高齢者などへの安心サービスの推進	○一人暮らしの高齢者などが安心して生活できるよう、見守りなどのための配食サービスの実施や緊急時に非常連絡できる緊急通報システム事業の支援の充実を図ります。
生活支援サービスの充実	○高齢者が充実した生活を在宅で過ごすことができるよう、生活を支えるサービスの充実を図ります。
高齢者への在宅福祉サービスなどの充実	○高齢者の社会的孤立感の解消、運動機能の向上、認知機能の低下予防などを目的とした一般介護予防教室や総合事業通所型サービスなどの充実を図ります。 ○認知症の人を地域で支える体制づくりを行います。
啓発の推進	○高齢者の人権を尊重する意識の向上のため、いろいろな場や機会を活用した啓発活動を推進します。
生活支援体制整備の推進	○高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で過ごすことができるよう、地域支え合い推進会議を通じて、地域のつながり、支え合い、助け合いづくりをはじめとした生活支援を推進します。
権利擁護の推進	○認知症への正しい理解の促進、消費者被害や高齢者虐待に対する相談体制の充実、成年後見制度の利用支援など、関係機関と連携し、権利擁護事業の充実を図ります。
消費者教育の推進	○悪徳商法やオレオレ詐欺等の特殊詐欺の予防に向けた啓発を行います。

4 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

障がいのある人が、交通機関等において、車いすでの乗車を拒否されたり、就労において差別的な取り扱いを受けたりするなど、法律の整備が進んでいる現在においても、人々の理解や意識がまだまだ追いついていない状況です。

国においては、平成5（1993）年に「障害者基本法」が改正され、初めて精神障がい者が障がい者と位置づけられ、平成16（2004）年に障がいを理由とする差別禁止の規定が追加されました。

また、平成17（2005）年には「発達障害者支援法」が施行され、自閉症、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）などの発達障がいの早期発見とともに、成人期までの支援が国や自治体の責務であると規定されました。

平成24（2012）年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、障がい者虐待の防止や虐待の早期発見、早期対応の施策がすすめられています。

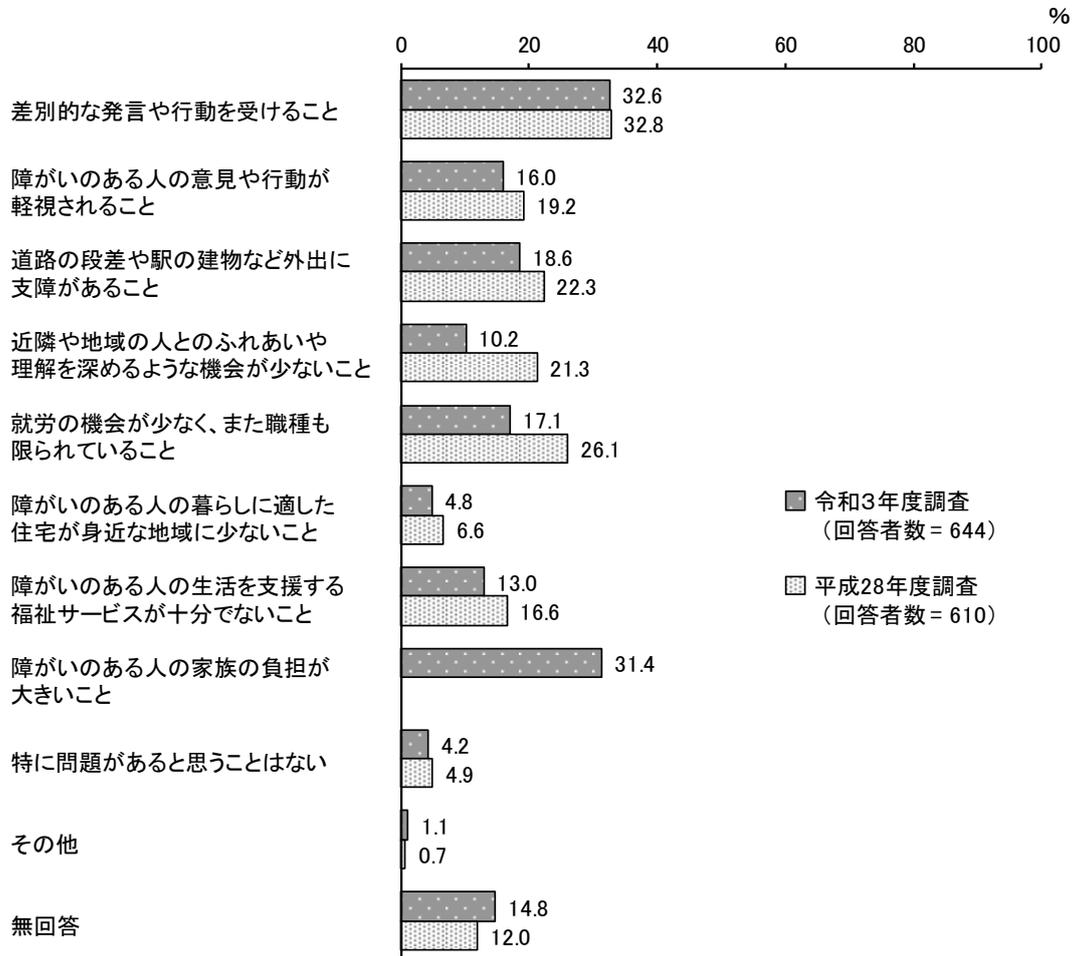
さらに、平成26（2014）年に障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」を批准し、国内法制度の整備の一環として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28（2016）年に施行されています。その中では、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されただけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮（合理的配慮）を行うことが求められています。なお、令和3（2021）年には、これまで努力義務とされてきた事業者による合理的配慮の提供を義務と改める改正法が成立しています。

市民意識調査によると、障がい者の人権問題について特に問題があると思うことは、「差別的な発言や行動を受けること」の割合が32.6%と最も高く、次いで「障がいのある人の家族の負担が大きいこと」の割合が31.4%となっています。また、障がい者の人権を守るために必要なことは、「障がいのある人が安心して外出できるよう建物の設備や公共交通機関を改善する」の割合が49.2%と最も高く、次いで「障がいのある人の就労機会を確保する」の割合が48.1%となっており、平成28（2016）年度調査と同様となっています。

障がいのある人の地域生活、社会参加を促進し、真の共生社会を実現するためには、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることのないよう、市民の障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識を深めていくことが必要です。

また、保健・医療・福祉・保育・教育等が連携し、親亡き後の体制づくりや、すべてのライフステージにおいて切れ目のない支援体制の充実が必要となります。

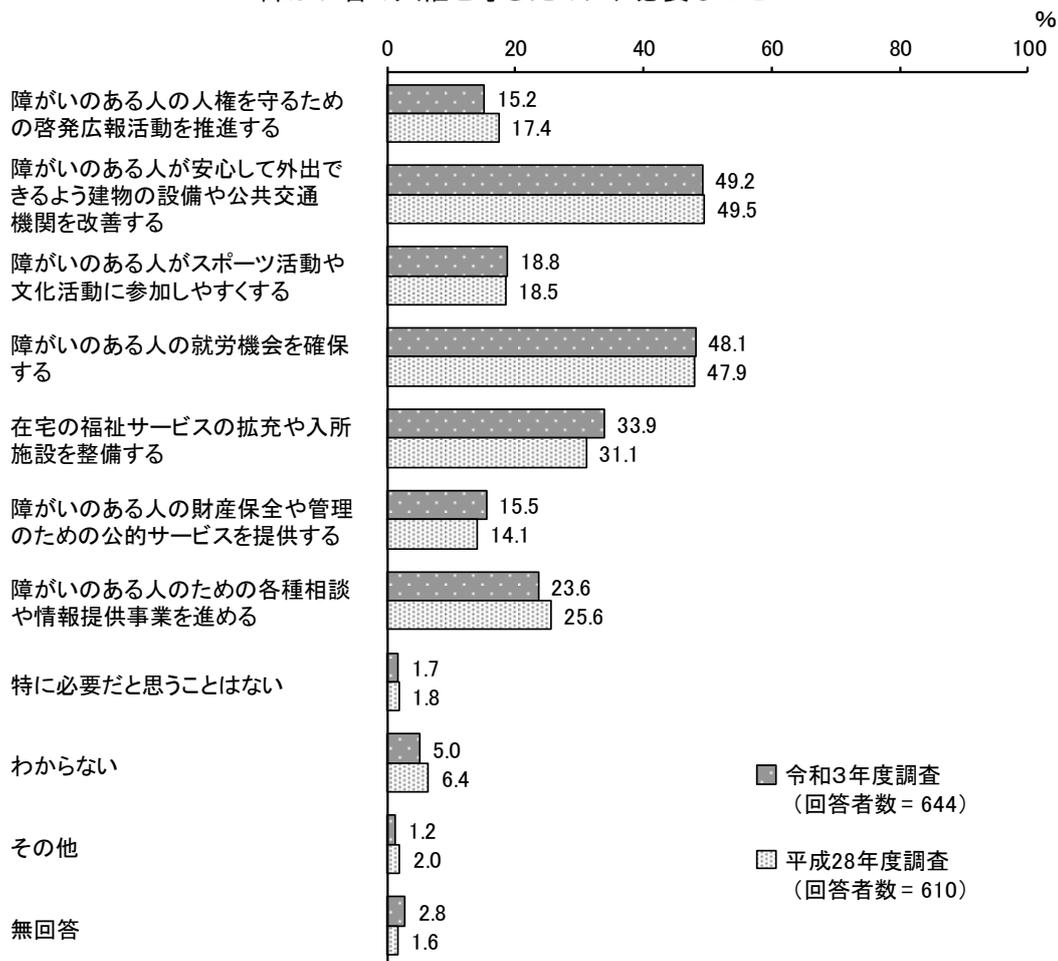
障がい者の人権問題について特に問題があると思うこと



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

※前回は「障がいのある人の家族の負担が大きいこと」の選択肢がありませんでした。

障がい者の人権を守るために、必要なこと



(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発の充実を図ります。
- 障がいのある人が安心して生活できる環境づくりを推進します。
- 障がいのある人の雇用、就労支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人に対する権利擁護の充実を図ります。
- 障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
交流活動の促進	○障がいのある人と一緒に学習できる機会の開催に努めます。
障がい者の人権啓発講座の充実	○障がいについての理解を深めること、及び偏見の排除を目的にした講座の充実を図ります。
障がいのある人の生活支援	○障がいのある人が地域で主体的に生活することができるよう、福祉サービスの利用援助や相談などを推進します。
住宅環境の改善の促進	○障がいのある人の住宅環境のバリアフリー化を促進します。
地域生活支援事業の充実	○障がいのある人が地域において自立した生活を営むことができるよう各種サービスの充実を図ります。
福祉有償運送事業の充実	○障がいのある人の日常生活の維持と社会参加を促進するため、低料金での移送サービスの充実を図ります。
障がいのある人の権利擁護事業の推進	○知的・精神障がいなどのある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理などの事業の充実を図ります。 ○知的・精神障がいなどのある人で判断能力が不十分な人が契約などの法律行為ができるよう、成年後見制度について、周知・啓発を行います。
障がいのある人に対する相談活動の推進	○障がい福祉に関する相談、訪問指導を推進します。
障がいのある人に対する就労支援や就労定着事業の充実	○障がいのある人に作業の場を提供して作業指導や生活訓練を行う障がい者就労施設等を支援します。また、福祉的雇用の充実のため、民間企業の作業委託の啓発等を図ります。
福祉教育の推進	○学校教育、社会教育において障がいのある人の人権を守る考え方の育成を推進します。
障がいに対する差別の解消と合理的配慮の推進	○さまざまな場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた啓発、相談支援体制を推進します。

5 部落差別（同和問題）

（1）現状と課題

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的発展の過程でつくられた身分的差別であり、現代においても、同和地区や被差別部落と呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれ、自由な結婚が妨げられたり、就職で不公平な扱いを受けるなど、日常生活の上でさまざまな社会的不平等や差別を受け、人権が侵害されるという日本固有の重大な人権問題です。部落差別（同和問題）は、現在も続いており、近年は、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。

国においては、昭和 40（1965）年の同和対策審議会の答申を踏まえ、昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後 33 年間にわたり、特別法による同和対策事業が実施されました。こうした取組により、地域の住環境や住民の生活向上を中心に実態的差別は大きく改善されましたが、人々の意識下における差別意識の解消については、十分とはいえない状況が続いています。

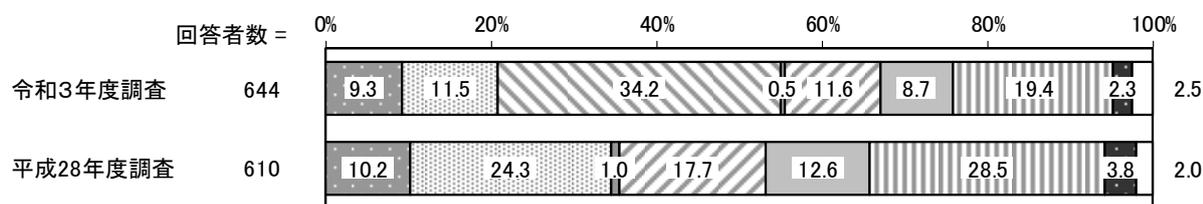
平成 28（2016）年に「部落差別解消推進法」が施行され、現在も部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている中、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、差別の解消へ取り組むことが重要な課題であるとしています。また、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記されています。

市民意識調査によると、同和問題について、「わからない」の割合が 19.4%と、平成 28（2016）年度調査と比較すると減少しており、「部落差別（同和問題）について正しく学び、理解を深めたい」の割合も 34.2%と高く、市民の関心は高くなっています。

引き続き、市民の部落差別（同和問題）に関する誤った認識や偏見、無関心をなくすため、人権教育及び人権啓発の取組をすすめ、市民一人ひとりが同和問題について正しく理解し、偏見にとらわれない社会を目指していく必要があります。

部落差別（同和問題）への認識について

- とても難しい問題なので、できるだけ避けていきたい
- ▨ 人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい
- ▨ 部落差別（同和問題）について正しく学び、理解を深めたい
- 同和地区の人々の問題であり、自分は関係ない
- ▨ あまりさわがず、そっとしておけばよい
- 特に興味はない
- わからない
- その他
- 無回答



（令和3（2021）年度瑞穂市人権に関する市民意識調査）

※前回は「部落差別（同和問題）について正しく学び、理解を深めたい」の選択肢がありませんでした。

（2）施策の方向

- 同和問題について、差別意識の解消に向けて人権教育及び啓発活動を推進します。
- えせ同和行為排除のための啓発に努めます。

（3）具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
教職員への研修の充実	○教職員に対する計画的な人権教育研修を充実します。また、人権教育担当教員に対する専門的研修を実施し、研修内容を各校の全職員に広める取組の充実を図ります。
講座等の充実	○「人権」を含む教養講座などの充実を図ります。
「人権講演会」の充実	○市民、人権に関わりの深い分野の事務に従事する人に対する啓発講演会の充実を図ります。
「えせ同和行為」に対する啓発の充実	○「えせ同和行為」に対する認識と適切な対応のための研修や啓発の充実を努めます。

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

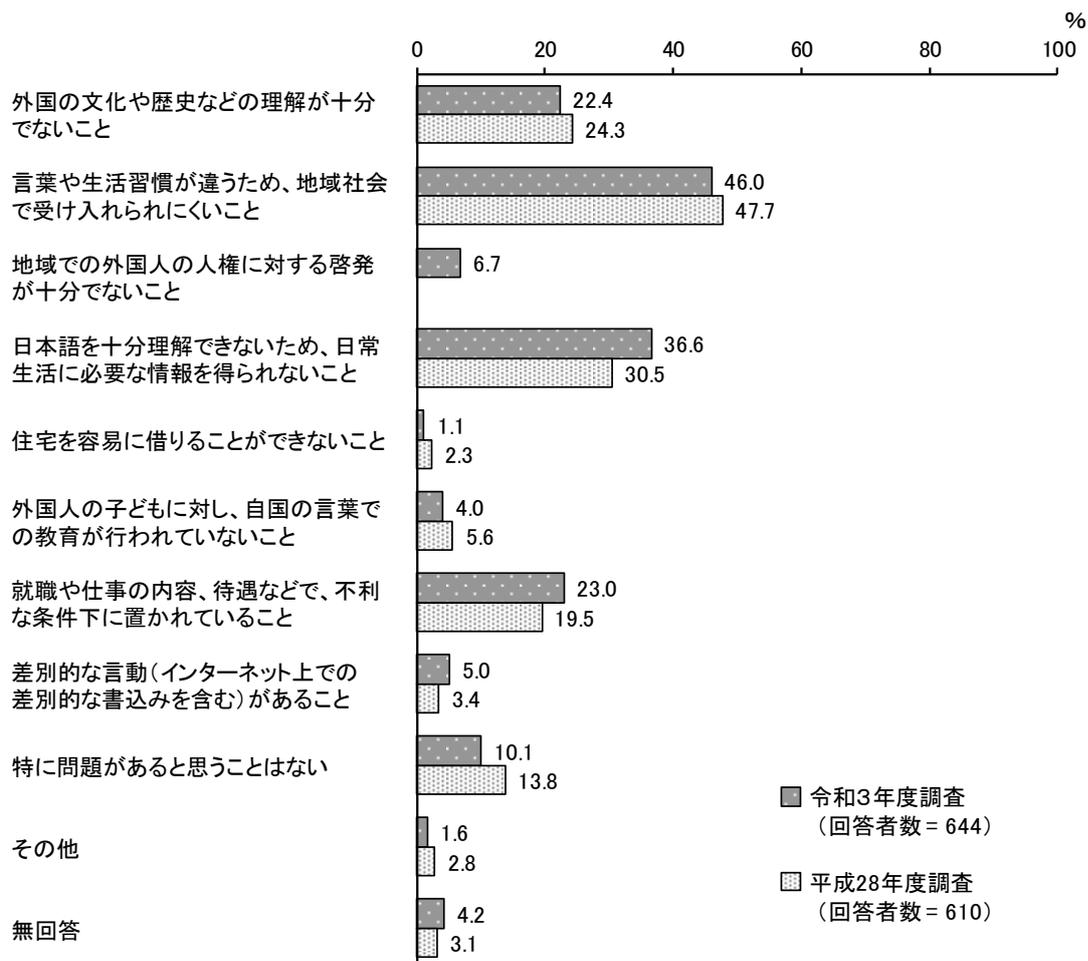
日本国内で生活する外国人や訪日外国人は年々増加しており、本市においても、令和4（2022）年3月31日時点で2,304人が生活し、学校や職場だけではなく、地域社会における日常生活のさまざまな場面で、外国人と接する機会が増え、文化、習慣、価値観の違いなどから、さまざまな問題が生じる状況があります。

国においては、平成18（2006）年に、「地域における多文化共生推進プラン」を策定（令和2（2020）年改訂）し、外国人に対して行うべきコミュニケーション支援、生活支援、意識啓発と社会参画支援、地域活性化の推進やグローバル化への対応などの取組がすすめられています。さらに、平成28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチをなくし、民族や国籍等の違いを越え、互いに人権を尊重し合う社会の実現を目指しています。また、平成30（2018）年には「出入国管理及び難民認定法」が改正され、外国人人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けて取り組むとともに、外国人との共生社会実現に向けた環境整備がすすめられています。

市民意識調査によると、外国人の人権問題について特に問題があることは「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」の割合が46.0%と最も高く、次いで「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を得られないこと」の割合が36.6%となっています。平成28（2016）年度調査と比較すると、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を得られないこと」の割合が5ポイント以上高くなっています。また、外国人の人権を尊重するために必要なことは、「外国人のための日本語学習の機会や日常生活に必要な情報を外国語により提供する」の割合が35.1%と最も高く、次いで「外国人のための適正な就労の場を確保する」の割合が28.1%となっています。平成28（2016）年度調査と比較すると、「外国人のための日本語学習の機会や日常生活に必要な情報を外国語により提供する」の割合が5ポイント以上高くなっています。

今後、国際化の進展により、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくことが重要です。国籍や文化の違いにかかわらず、互いに理解し合い、誰もが快適な生活を送ることができ、また、多様な人々の考え方を地域の活性化につなげるダイバーシティ※の考え方を踏まえた地域づくりに向けて、啓発、教育していく必要があります。

外国人の人権問題について特に問題があること

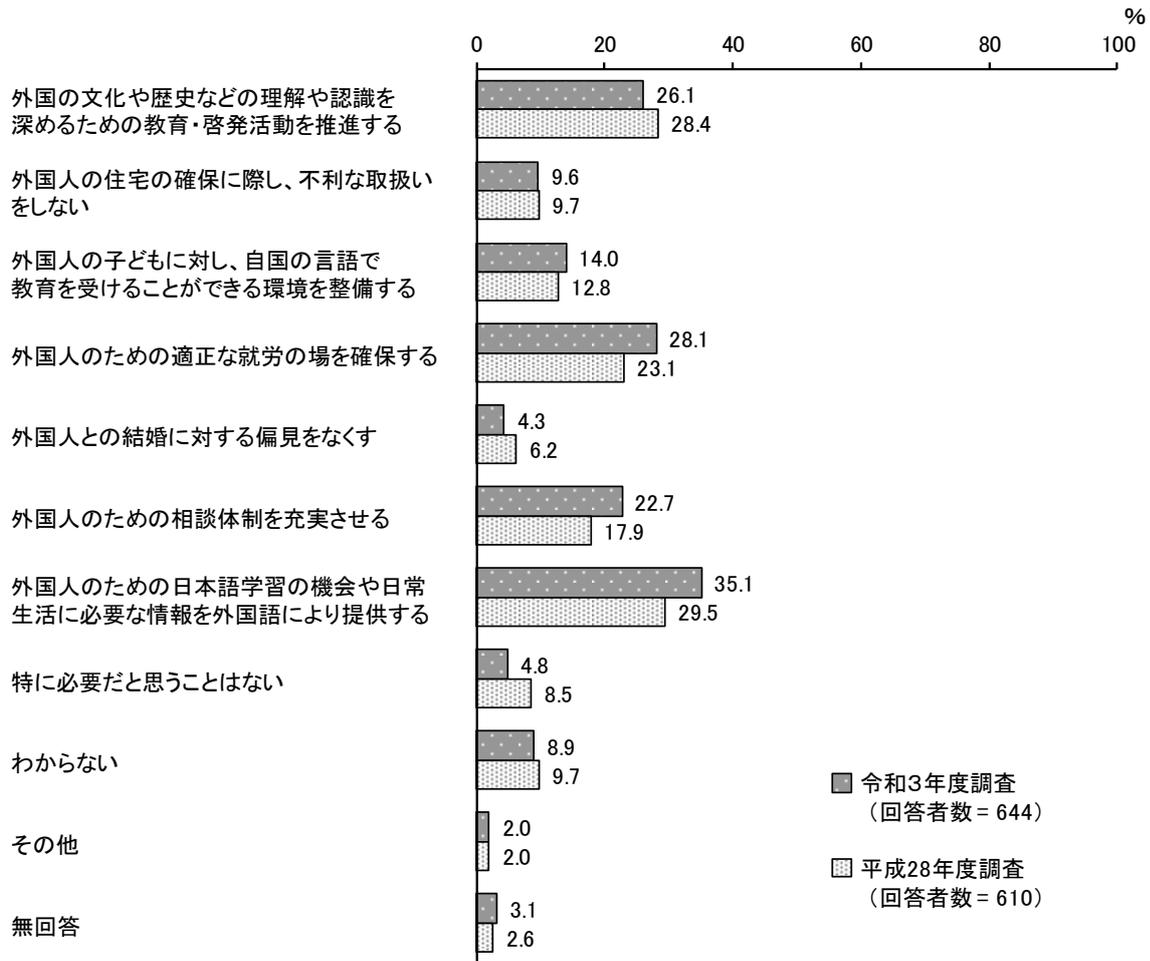


(令和3(2021)年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

※前回は「地域での外国人の人権に対する啓発が十分でないこと」の選択肢がありませんでした。

※ダイバーシティとは、多様性を受け入れ、尊重することを指し、一人ひとりの「違い」を認め合い、「違い」に価値を見出すという考えのことで、多様性には、人種、性別、年齢などの外的な違いだけでなく、価値観、生き方、考え方、性格などの内的な違いも含まれます。

外国人の人権を尊重するために必要なこと



(令和3 (2021) 年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 外国人の生活習慣や文化などの理解を促進します。
- 在住外国人をケアする相談支援や情報提供を行います。
- 在住外国人との交流の機会を促進し、共生社会づくりを推進します。
- 多様な人材を活かしまちの活性化につなげるダイバーシティの考え方を広く市民に啓発します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
国際理解教育の推進	○小中学校において、互いの言語や文化を尊重できるよう、外国語活動を通じて、他国の生活や文化について理解を深める教育の取組を推進します。
外国籍児童の円滑な就学促進	○小学校に入学する年齢の外国籍児童に対し、日本語初期指導教室等、外国籍児童生徒が、生活に必要な日本語を学ぶ場を提供しながら学校生活に順応できるよう支援します。
外国人住民に対する相談業務、広報・啓発事業の促進	○生活ガイドブックの充実を図ります。(英語、中国語、ポルトガル語など) ○通知文書や各種申請書類のポルトガル語などへの翻訳の促進を図ります。
国際交流ボランティア事業の推進	○外国人のための日本語講座の充実を図ります。 ○日本語ボランティア養成講座を推進します。 ○日本文化の体験支援を推進します。
多文化共生体制の推進	○市民と外国人市民が互いを理解しながら共に安心して生活できるまちづくりのための組織体制づくりに努めます。 ○多様な人材を活かしまちの活性化につなげるダイバーシティの考え方を広く広報等で市民に啓発します。
多言語による表記の促進	○啓発看板などに外国語の表記の促進を図ります。

7 感染症患者等の人権

(1) 現状と課題

これまで、H I V感染症やハンセン病などにおいて、誤った情報や認識、不安感、偏見などによって、感染症患者やその家族に対して、さまざまな差別が行われてきました。

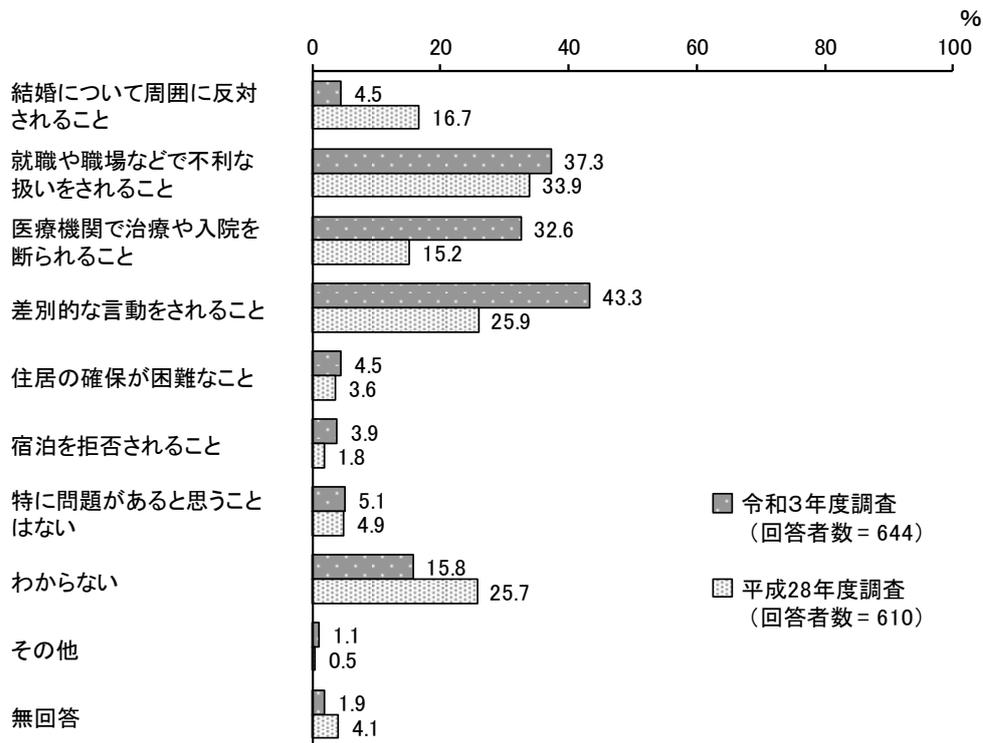
また、令和元(2019)年より世界的に流行した新型コロナウイルス感染症によって、感染者やその家族等が不当な差別、誹謗中傷を受けるなど、新たな人権問題も発生しています。

国においては、令和3(2021)年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられ、国や地方公共団体は、新型コロナウイルスに関する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行うよう定められ、本市においても、積極的な啓発に取り組んでいます。

市民意識調査によると、感染症患者等の人権問題について特に問題があると思うことは、「差別的な言動をされること」の割合が43.3%と最も高く、次いで「就職や職場などで不利な扱いをされること」の割合が37.3%となっています。平成28(2016)年度調査と比べると、「差別的な言動をされること」の割合が約20ポイント近く増加しており、新型コロナウイルスに関する差別や偏見が市民に身近な人権問題として認識されていることがうかがえます。

感染症患者や元患者、家族、医療従事者等の人権に十分に配慮しながら、誤った情報による偏見や差別をなくすために、感染症等に対する正しい理解や知識の普及、啓発活動が必要です。また、医療受診についても患者、感染者の生活の質の向上を図り、地域で支援するため、保健所、医療機関などとの連携をすすめることが求められます。

感染症患者等の人権問題について特に問題があると思うこと



(令和3 (2021) 年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 感染症に対する正しい知識の普及や理解の促進を図ります。
- 感染症の予防と健康づくりを支援します。
- 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害の防止に向けた普及・啓発を推進します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
エイズに関する啓発の充実	○世界エイズデーに合わせて市広報に情報を掲載するなど啓発の充実に努めます。
学習機会の充実	○患者の人権が尊重できる意識づくりのための学習機会の充実に努めます。 ○学校教育などでのエイズ教育を推進します。
相談窓口、相談体制の充実	○感染症の不安や悩みなどに対する相談を充実するとともに、保健所、医療機関との連携を促進します。
新型コロナウイルス感染症への対応	○新型コロナウイルスの感染者、医療従事者やその家族、またそれらの人々が属する施設・機関などに対する差別的な言動や、誹謗中傷、また、ワクチン接種に関する差別など、人権を侵害する事象が発生しないよう啓発を行います。 ○新型コロナウイルス感染症に関連する憶測、デマ、不確かな情報に惑わされず、人権侵害につながることを防ぐよう、正確な情報提供や周知啓発を行います。

8 刑を終えて出所した人の人権

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保が難しいなど、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には厳しい状況にあります。

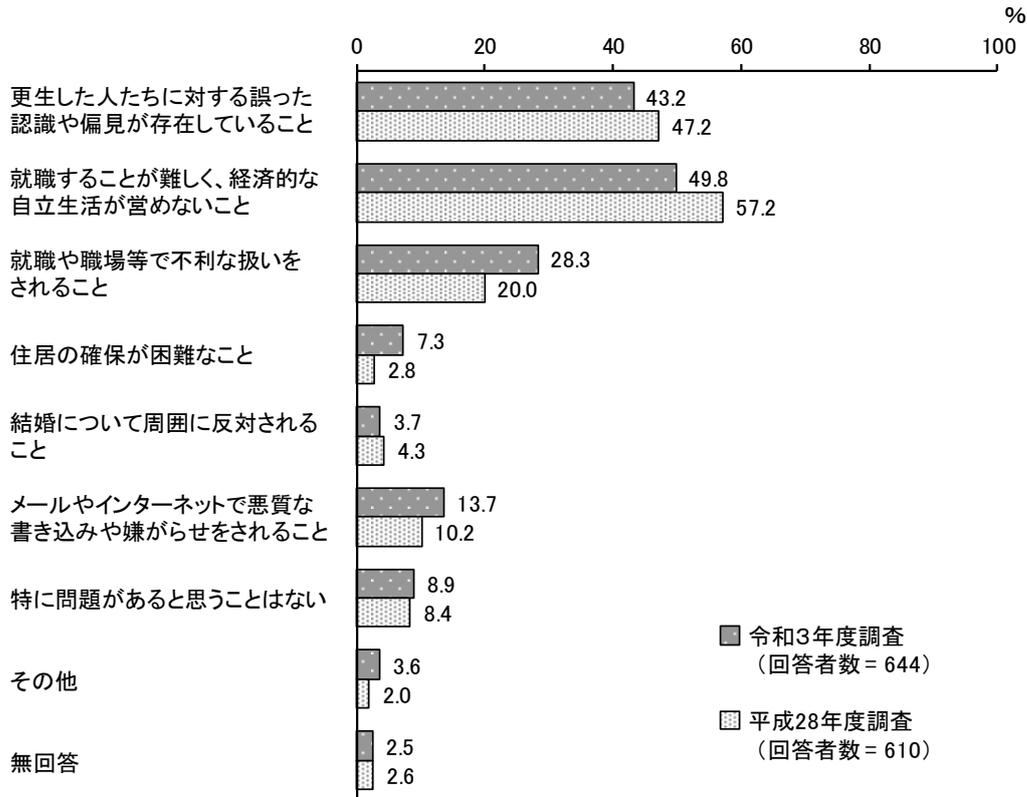
また、出所しても社会的に排除され、就労の場を得られなかった結果、生活の基盤が保障されず、再び罪を繰り返すという問題もあります。

国においては、平成 28 (2016) 年に、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、平成 29 (2017) 年に、「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

市民意識調査によると、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を凶ろうとした場合、問題になることは、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」の割合が 49.8%と最も高く、次いで「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」の割合が 43.2%、「就職や職場等で不利な扱いをされること」の割合が 28.3%となっています。平成 28 (2016) 年度調査と比べると「就職や職場等で不利な扱いをされること」の割合が増加しています。

刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営めるよう、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発を行うことが必要です。

非行を犯した人が社会復帰を図ろうとした場合の問題



(令和3 (2021) 年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 刑を終えて出所した人への偏見や差別意識を解消する啓発を行います。
- 市民の更生保護活動を支援します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
啓発の推進	○刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための研修会や啓発を推進します。
更生保護活動への支援	○犯罪や非行防止のため「社会を明るくする運動」などの、更生保護活動への支援を推進します。

9 犯罪被害者等の人権

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族をめぐる問題として、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やマスメディア等による行き過ぎた取材や報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられていることが指摘されています。

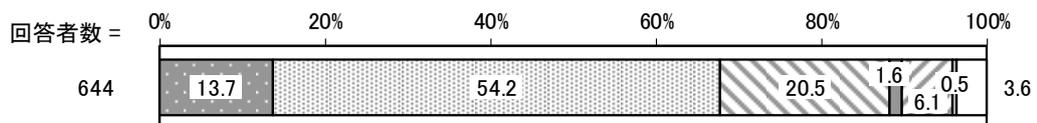
国においては、平成 17（2005）年に犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する「犯罪被害者等基本法」が施行され、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。また、平成 28（2016）年に「第 3 次犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者等の権利や利益の保護が一層図られる社会を目指しています。

市民意識調査によると、犯罪被害者とその家族の人権問題について、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」の割合が 54.2%と最も高く、次いで「SNS 等で興味本位のうわさや心ない中傷に傷つけられること」の割合が 20.5%となっています。

犯罪被害者とその家族等の人権が侵害されるケースはさまざまであり、被害者の人権を尊重し、犯罪被害者等に対する理解を深める啓発活動が必要です。

犯罪被害者とその家族の人権問題について特に問題があると思うこと

- 事件のことに、周囲にうわさ話をされること
- 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること
- SNS 等で興味本位のうわさや心ない中傷に傷つけられること
- 特に問題があると思うことはない
- わからない
- その他
- 無回答



(令和 3（2021）年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 被害者等の人権を守るための教育及び啓発をすすめます。
- 被害者相談やカウンセリングの充実に努めます。
- 被害者の救済支援を充実します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
広報などによる啓発の推進	○広報などを通じて、犯罪被害者などの人権擁護に資する啓発活動を推進します。
被害者相談窓口の充実	○犯罪被害者などの人権問題に関する相談窓口の充実に努めます。
被害者救済支援の充実	○地域や関係機関などが連携して支援の充実を図ります。

10 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及に伴い、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信できるようになり、生活の利便性が高まった一方で、パソコンやタブレット、スマートフォン等の電子媒体を利用してインターネットにアクセスして、その匿名性、情報発信の容易さから、他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載、著作物の違法な転載、個人情報の流出などが発生しており、深刻な問題となっています。

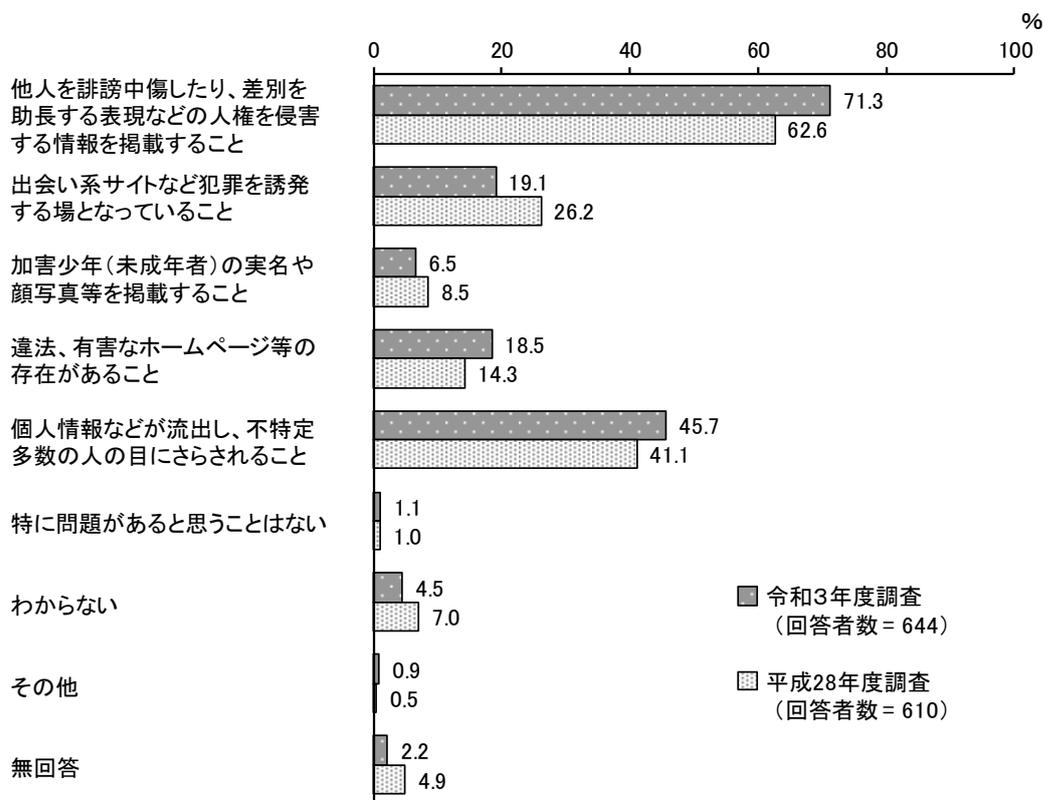
国においては、平成 14 (2002) 年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (プロバイダ責任制限法)」が施行され、ホームページの掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとしています。また、平成 17 (2005) 年の「個人情報の保護に関する法律 (個人情報保護法)」全面施行時には電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いルールのガイドライン化が行われ、平成 26 (2014) 年にはハリベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されるなど、インターネット上の人権侵害への対策がすすめられています。

市民意識調査によると、インターネットによる人権問題について特に問題だと思うことは、「他人を誹謗中傷したり、差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること」の割合が 71.3%と最も高く、次いで「個人情報などが流出し、不特定多数の人の目にさらされること」の割合が 45.7%となっています。平成 28 (2016) 年度調査と比較すると、「他人を誹謗中傷したり、差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること」の割合が 10 ポイント近く増加しています。また、インターネットによる人権侵害を解決するために必要なことは、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」の割合が 56.5%と最も高く、次いで「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」の割合が 39.1%となっています。平成 28 (2016) 年度調査と比較すると、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」の割合が 5 ポイント以上増加しています。インターネットの利用が市民に広がっており、インターネットに関する人権問題への市民の関心が高くなっています。

高齢者も含めインターネットの利用が全世代に拡大しており、インターネットの利用におけるマナーやモラルを守るなどの啓発活動をあらゆる年代へ実施して行くことが必要です。

また、DX※化がすすむ中で、デジタルデバイド※の問題も指摘されており、市民が情報にアクセスする権利を守る上でも、情報技術を学ぶ機会を充実することが必要です。

インターネットによる人権問題について特に問題だと思うこと

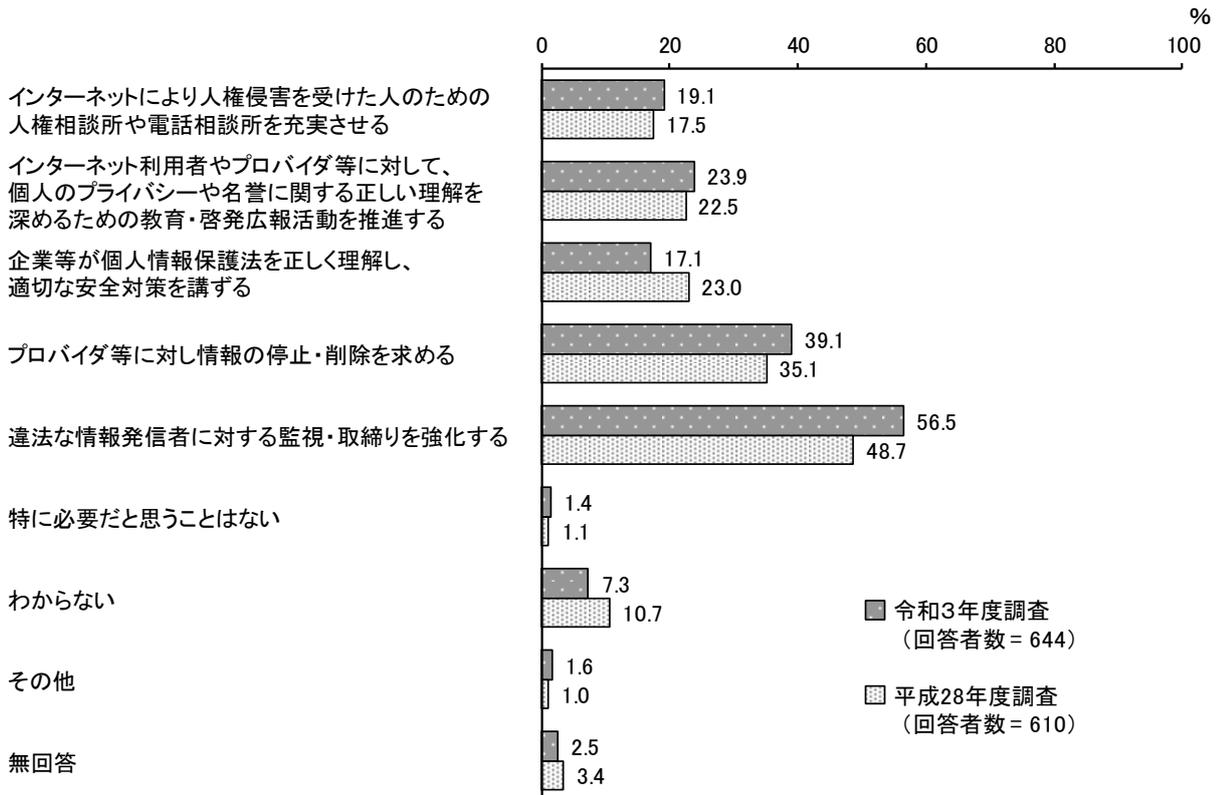


(令和3 (2021) 年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

※DX (デジタルトランスフォーメーション) とは、Digital Transformation の略で、高速インターネットやAI (人工知能) などのITの活用により、ビジネスや生活の質を高めていくことを指します。

※デジタルデバイドとは、インターネットやパソコン等の情報通信技術を使える人と使えない人との間に生じる格差のこと、つまり「情報格差」のことを指します。

インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと



(令和3 (2021) 年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- インターネットの正しい理解と利用を啓発します。
- 人権侵害事案に対しては、国や県、関係機関と連携しながら対応します。
- デジタルデバイドの解消に向けた学習の機会を提供します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
インターネットの正しい利用方法などについての教育の充実	○市民や児童生徒に向けて、インターネットによる情報収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深めるための研修や学習の充実を図ります。また、保護者と児童生徒との明確なルール作り又は、保護者の情報モラルの向上に向けた取組を行います。
他機関との連携促進	○インターネット上での悪質な人権侵害事案に対しては、市民からの相談を受けるとともに、国や県、関係機関と連携しながら対応していきます。
悪質な情報などへの対応	○法に基づき、悪質な情報を削除したり、発信者の情報開示を行うよう関係機関へ積極的な働きかけに努めます。
デジタルデバイドへの対応	○インターネットやパソコン、スマートフォン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差が生じないように、ICT機器の活用に向けた講座の開催等を検討し、デジタルデバイドの解消に努めます。

11 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別

（1）現状と課題

近年、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない人や同性愛等の性的指向をもつ人など、性の多様なあり方が認識されつつありますが、自身の性的指向・性自認（性同一性）について理解を得ることができず、周囲の偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどにより苦痛や不利益を受けることがあります。

国においては、性的な違和を感じている人への取組として、平成 15（2003）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められることとなりました。また、戸籍法施行規則の一部を改正する省令が平成 16（2004）年に公布され、性別の取扱いの変更について家庭裁判所の審判があった場合には、同裁判所からの嘱託により父母との続柄欄を更正することができるようになりました。

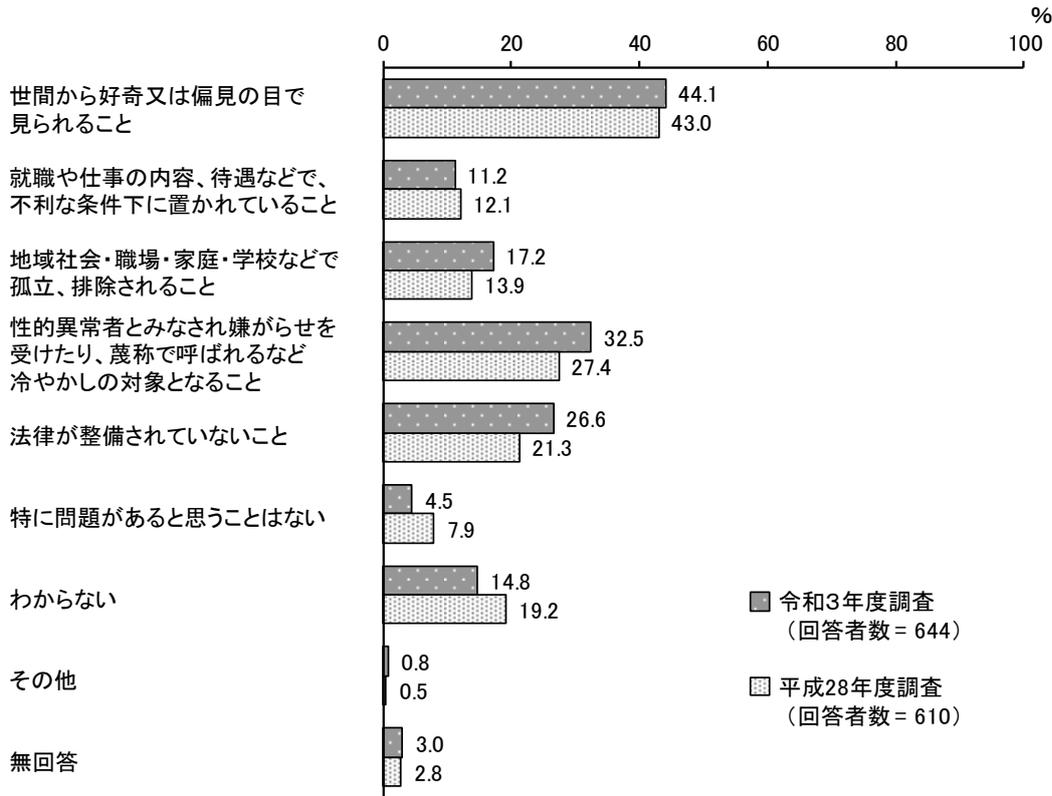
全国的には、一部の地方自治体では、「パートナーシップ宣誓証明制度」の導入がすすめられており、性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣言された事実を証明できるようになってきています。

市民意識調査によると、性的少数者の人権問題だと思うことについて、「世間から好奇又は偏見の目で見られること」の割合が 44.1%と最も高く、次いで「性的異常者とみなされ嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」の割合が 32.5%となっています。平成 28（2016）年度調査と比較すると、「性的異常者とみなされ嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」の割合が 5 ポイント以上増加しています。また、性的少数者の人権問題を解決するために必要なことについては、「性的少数者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」の割合が 47.0%と最も高く、次いで「性的少数者に関する法的認知・保護を行う」の割合が 39.4%となっており、平成 28（2016）年度調査と比較するとそれぞれ 10 ポイント近く増加しており、市民の性的少数者への関心は高くなっています。

LGBT*をはじめとする性的指向・性自認（性同一性）に対する理解を深めるための人権教育及び人権啓発の促進や、どんな性的指向・性自認（性同一性）の人でも暮らしやすい社会を目指し、制度の見直しを検討していくことが必要です。

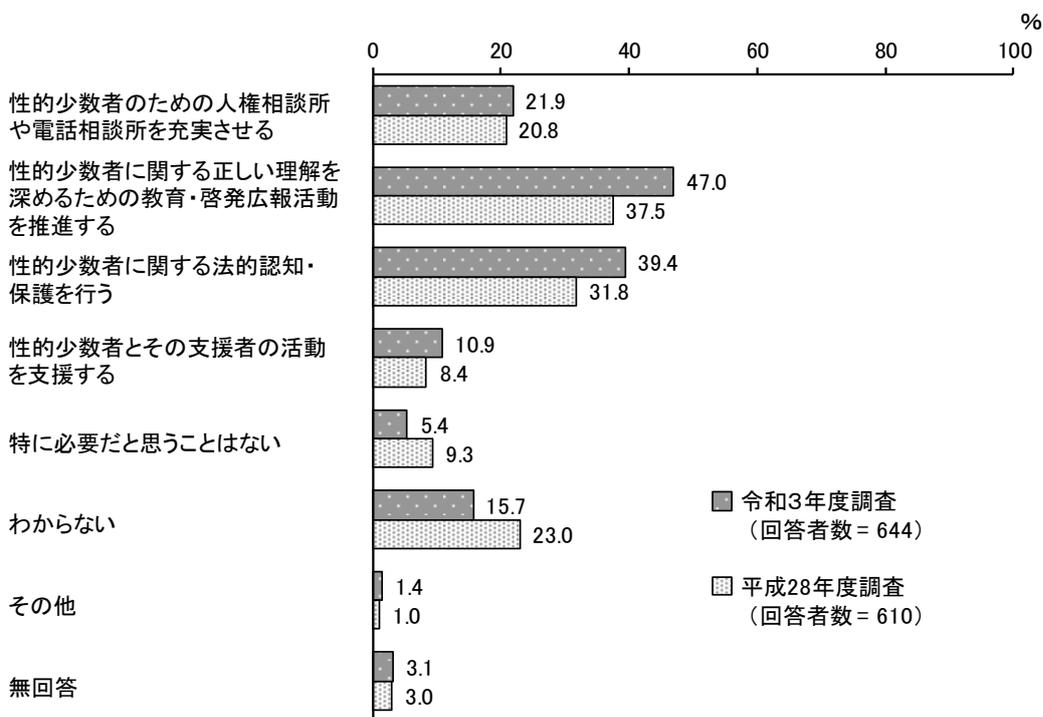
*LGBTとは、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両方の性を好きになる人）、トランスジェンダー（戸籍の性とは別の性として生きたいと望む人）、など、性的マイノリティを表す総称の一つです。

性的少数者の人権問題について



(令和3 (2021) 年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

性的少数者の人権問題を解決するために必要なことについて



(令和3 (2021) 年度瑞穂市人権に関する市民意識調査)

(2) 施策の方向

- 性自認（性同一性）が異なる人についての正しい知識の普及と理解を促進します。
- 同性愛など性的指向について、正しい理解を促進します。
- 多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すことを目的に、パートナーシップ宣誓制度の実施を検討します。

(3) 具体的な施策

事業名・取組	事業・取組内容
性的指向、性自認（性同一性）についての知識の啓発促進	○市民に向けて、性的指向や性自認（性同一性）に対する情報を広報や市のホームページ上に掲載、リーフレット・チラシなどを作成し、正しい知識や理解の普及・啓発に努め、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。
学習機会の充実	○学校教育や社会教育等で性的指向や性自認（性同一性）について、児童・生徒及び教職員、また市民を対象とする研修会・講習会・講演会などの学習機会を充実し、正しい知識と理解の普及を推進します。
パートナーシップ宣誓制度等の導入に向けた検討と推進	○性的指向及び性自認（性同一性）に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指しパートナーシップ宣誓制度等の導入を目標に検討をすすめます。
相談窓口・相談体制の充実	○当事者や家族が抱える不安や悩みなどの相談に対応するため、既存の相談窓口等の充実及び周知に努め、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

12 その他の人権問題

私たちが暮らす社会には、その他多様な人権問題が存在し、ホームレスに対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致被害者、人身取引被害者、災害に伴う人権問題等、さまざまな人々に対する偏見や差別も根強いものがあります。

これらの人権問題について、人権を尊重するという視点に立った教育及び啓発の取組を行います。

事業名・取組	事業・取組内容
研修会、講座の充実	○その他の人権問題に対する理解を深めるための研修会、講座の充実を図ります。
広報などによる啓発の推進	○市広報などを通じて、正しい理解を深めるための啓発を推進します。
相談体制の充実	○その他の人権問題に関する悩みや差別についての相談体制の充実を図ります。

1 推進体制

人権に関わる問題は、「世界人権宣言」で規定される人種、皮膚の色、性、言語、宗教、といった偏見や差別から、社会構造の複雑化・多様化等を経て、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、インターネットによる人権侵害等、さらに複雑な広がりを見せるとともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別（同和問題）、外国人等、非常に多岐にわたってきています。

そのような中、人権施策についての総合的かつ効果的な推進を行うために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨に従い、以下の視点をもってすすめます。

- ① さまざまな発達段階に応じて行うこと
- ② 多様な機会を捉えて行うこと
- ③ 効果的な手法並びに市民の自主性を尊重したかたちで行うこと
- ④ 本市における施策実施部署の中立性を確保しつつ行うこと

また、普段から行政において、人権推進担当部局や会議の仕組みづくりも見据えながら、さまざまな関連部署との連携と協力、協議・検証を行い、指針及び施策の完成度を高めていきます。

2 関係機関との連携

人権施策の推進が広範な取組として展開されるよう、国・県・周辺自治体をはじめとした関係機関、人権擁護委員等の関係者との連携・協力を図り、人権に関わる団体などに対して、人権施策の取組に対する協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力をすすめます。

3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

人権尊重のまちづくりの推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人が高い人権意識をもち、それぞれの職務において人権尊重の視点に立った行動ができるよう研修を行うなど、資質向上のための取組が必要です。

また、人権問題に対し深い認識と実践力をもち、地域において先導的役割を果たせるよう、特に職務上、市民の人権に関与することが多く、人権意識の向上が重要である本市職員はもとより、学校教職員、社会教育関係職員、医療・看護・福祉関係者、その他民間企業の従業員等に向けての研修や啓発を推進します。

4 瑞穂市人権尊重都市宣言の周知

本市では、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、市民一人ひとりが安心して笑顔で幸せに暮らせるまちとするため、令和5（2023）年3月17日、議会の議決を得て「人権尊重都市宣言」を行いました。

この指針の基本理念でもある“誰もがお互いを尊重し、支えあう共生のまちづくり”の実現に向け、この「人権尊重都市宣言」を広く市民に周知し、市民と市が一体となり人権尊重のまちづくりをすすめていきます。



資料編

1 用語解説

あ行

アイヌの人々

主に北海道に居住している先住民族のこと。

HIV（エイズウイルス）

ヒト免疫不全ウイルス。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のうしまわしなどの血液感染によって感染します。免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして、免疫力が低下すると様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなります。

えせ同和行為

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下に様々な不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然たる態度で対処することが望まれます。

か行

岐阜県人権啓発センター

2000年（平成12年）4月に、女性・子ども・高齢者・障がい者などの人権に関する問題の解決を図るために設置された機関で、人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発ビデオ等の貸出し、人権関係の情報収集など総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行っています。

基本的人権

すべての人間が人間であるかぎりにおいてもっている権利。

共生社会

障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重しあう社会のことをいいます。

グローバル化

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利などを守ることです。

さ行

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年に国連で採択され、①児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障がい、出生または他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する、②児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別または処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとることが盛り込まれています。わが国は、平成6年（1994年）4月に批准しています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律です。令和3年には、これまで努力義務とされてきた事業者による合理的配慮の提供を義務と改める改正法が成立しています。（平成28年4月施行）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

あらゆる領域における女性の差別撤廃を目的として、1979年（昭和54年）の国連総会で採択された条約です。この条約では、国が正しい形で発展するために、また、世界の福祉・平和を築き上げるために、女性が男性と平等の条件であらゆる分野に最大限参加することが必要であるとし、そのための必要な措置が示されています。特に、社会及び家庭における男性の伝統的役割及び女性の役割を変更することが、男女の平等の達成のために必要であると強調されています。（昭和60年6月批准）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律です。（平成 27 年 9 月施行）

人権感覚

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 23 年 4 月 1 日閣議決定（変更））第 4 章で、「日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で、人権尊重を基本においた行動が無意識のうちに、その態度や行動に現れるような感覚」を「人権感覚」と言っています。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とした法律です。

（平成 12 年 12 月施行）

人身取引（トラフィッキング）

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」第 3 条（a）において、「「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行為、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいいます。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。」と定義されています。

ストーカー行為

同一の者に対して、一方的に好意を寄せたり、交際を断られて恨みを持つなど、好意の感情やそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を前提として行われる行為で、つきまとい等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を書し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいいます。

性的指向

人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）などがあります。

性同一性障がい

性別に関する自我同一性（アイデンティティ）に何らかの障がいがあるというのが直接の意味です。身体的な性別と精神的な性別の自覚が一致せず、現在置かれた性別と、それに伴う社会的な性役割に強い違和感を抱く症候ともいえます。世界保健機関（WHO）などによる基準では、「身体的性別とは反対の性別への、持続する精神的同一感」などとも説明されています。肉体は男性で、したがって戸籍上も男性だが、女性として生きることを望む人、逆に身体は女性でも、男性として生活したい人に関する症状をいいます。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度をいいます。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられていましたが、平成12年の民法の改正により、軽度の認知症等に対応する補助類型や任意後見制度などが創設されました。

世界人権宣言

昭和23年（1948年）12月国連総会において採択された国際的な人権宣言をいいます。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。なお、採択された12月10日は、「人権デー」とされ、わが国では、12月4日から12月10日までの1週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

セクシュアル・ハラスメント（性的ないやがらせ）

身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相手の意に反した性的な言動で相手を不快にさせる様々の行為をいいます。

た行

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。(平成11年6月施行)

DV (ドメスティック・バイオレンス)

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

な行

二次的被害

事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調や捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの行き過ぎた取材・報道によるストレスや不安感などによる被害のことです。

は行

犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律です。(平成17年4月施行)

ハンセン病

明治6年(1873年)にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした法律です。（平成 28 年 12 月施行）

プロバイダ

インターネット接続用の通信回線を提供する業者で、電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用するには、専用線や電話回線を通じてインターネット回線に接続する必要があり、その橋渡しをしてくれるのがプロバイダです。

ハイトスピーチ

特定の対象（人物や集団）に対する敵意や憎悪を、過激な表現を用いて直接に示す言動の総称。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

（ハイトスピーチ対策法）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とした法律です。（平成 28 年 6 月施行）

2 関係法令等

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障がい、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否を問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目 的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期目)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

3 人権関係年表

年	国連等	国内	県内
1947年 (昭和22年)		○「日本国憲法」施行 ○「労働基準法」施行	
1948年 (昭和23年)	○「世界人権宣言」採択	○「児童福祉法」施行 ○「優生保護法」施行 ○「民法」改正	
1949年 (昭和24年)	○「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」採択	○「人権擁護委員法」施行	
1950年 (昭和25年)		○「身体障害者福祉法」施行。 ○「精神衛生法」施行	
1951年 (昭和26年)	○「難民の地位に関する条約」採択	○「児童憲章」制定 ○「社会福祉事業法」施行	
1952年 (昭和27年)	○「婦人の参政権に関する条約」採択	○「外国人登録法」施行	
1955年 (昭和30年)		○「婦人の参政権に関する条約」批准	
1956年 (昭和31年)		○「国際連合」加入	
1958年 (昭和33年)	○「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO第111号条約）」国際労働機関総会第42回会期採択	○「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」批准	
1959年 (昭和34年)	○世界難民年（～1960年） ○「児童の権利に関する宣言」採択		
1960年 (昭和35年)	○ユネスコ「教育における差別待遇の防止に関する条約」採択	○「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 ○「同和対策審議会」設置 ○「精神薄弱者福祉法」施行	○「岐阜県青少年保護育成条例」制定
1962年 (昭和37年)			○「岐阜県地方改善促進審議会設置条例」制定
1965年 (昭和40年)	○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）採択	○「同和対策審議会答申」	
1966年 (昭和41年)	○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」並びにその「選択議定書」採択		○「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問
1967年 (昭和42年)	○「難民の地位に関する議定書」採択 ○「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する宣言」採択		○「岐阜県地方改善事業推進協議会設置要綱」制定 ○「岐阜県地方改善促進審議会答申」
1968年 (昭和43年)	○「国際人権年」		
1969年 (昭和44年)		○「同和対策事業特別措置法」施行	○「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問
1970年 (昭和45年)		○「心身障害者対策基本法」	○「岐阜県地方改善促進審議会答申」 ○「岐阜県同和対策事業長期基本計画」策定
1971年 (昭和46年)	○「精神遅滞者の権利宣言」採択 ○「人種差別と闘う国際年」 ○「精神薄弱者の権利宣言」採択	○「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）施行	
1972年 (昭和47年)			○「岐阜県同和対策事業長期基本計画」改定
1973年 (昭和48年)	○「第1次人種差別と闘う10年」（～1983年） ○「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」		○民生部に「同和対策室」設置

年	国連等	国内	県内
1974年 (昭和49年)	○ユネスコ総会「国際理解、国際協力および国際平和のための教育ならびに人権および基本的自由についての教育に関する勧告」採択	○「勤労福祉婦人法」施行 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)施行	○「岐阜県同和教育基本方針」決定
1975年 (昭和50年)	○「国際婦人年」 ○「障害者の権利に関する宣言」採択 ○「国連女性のための10年」(1976~1985)の決議を採択 ○ILO「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」採択		
1976年 (昭和51年)	○「国際婦人の10年」(~1985年)		
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画(女性に関する行政の課題及び施策)」策定	
1978年 (昭和53年)		○「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行	
1979年 (昭和54年)	○「国際児童年」 ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准	
1980年 (昭和55年)	○「世界女性会議」(コペンハーゲン)		
1981年 (昭和56年)	○「国際障害者年」 ○国連総会「宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」採択 ○「国連・障害者の10年」(1983~1992)の決議を採択 ○ILO第156号条約(家族的責任平等条約)採択	○「障害者の日」設定 ○「難民の地位に関する条約」批准 ○「今後における同和関係施策について(同和対策協議会意見具申)」	
1982年 (昭和57年)	○「高齢者問題世界会議」(ウィーン)「高齢者問題国際行動計画」採択 ○「障害者に関する世界行動計画」採択 ○「国連障害者の10年」(1983~1992)の宣言	○「難民の地位に関する議定書」批准 ○「地域改善対策特別措置法」施行 ○「犯罪被害者等給付金支給法」施行	
1983年 (昭和58年)	○「世界コミュニケーション年」 ○「第2次人種差別と闘う10年」(~1993年) ○「障害者のための国連10年」(~1992年) ○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)発効		
1984年 (昭和59年)	○「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」採択	○「今後における啓発活動のあり方について(地域改善対策協議会意見具申)」 ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	
1985年 (昭和60年)	○「犯罪の被害者と権力乱用の被害者に関する司法の基本原則宣言」採択 ○「世界女性会議」(ナイロビ) ○ILO「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ○「国際青少年年」	○「女子差別撤廃条約」締結	
1986年 (昭和61年)	○「国際平和年」	○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行 ○地域改善対策協議会基本問題検討部会報告書 ○「今後における地域改善対策について(地域改善対策協議会意見具申)」 ○「今後の地域改善対策に関する大綱」	○「岐阜県婦人行動計画」策定
1987年 (昭和62年)		○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 ○「精神衛生法」から「精神保健法」へ改正	

年	国連等	国内	県内
1989年 (平成元年)	○「児童の権利に関する条約」採択 ○「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)」採択	○「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行 ○「高齢者保健福祉十カ年戦略(ゴールドプラン)」策定	
1990年 (平成2年)	○「国際識字年」 ○「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択	○「保育所保育指針」策定	
1991年 (平成3年)	○「高齢者のための国連原則」採択	○「今後の地域改善対策について(地域改善対策協議会意見具申)」 ○「今後の地域改善対策に関する大綱」 ○「新国内行動計画」第一次改定	
1992年 (平成4年)	○1999年を「国際高齢者年」に決議 ○アジア太平洋障害者の10年(1992～2002)	○「地対財特法」一部改正	○「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」設置
1993年 (平成5年)	○「世界の先住民の国際年(国際先住民年)」 ○世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ○「世界の先住民の国際年の10年」(1994～2003)の決議を採択 ○ESCAP「アジア太平洋障害者の10年行動課題」決定(1993～2002) ○「障害者機会均等化基準原則」決議 ○ユネスコ「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」採択 ○「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ○「第3次人種主義および人種差別と闘う10年」(1993～2003)	○障害者対策推進本部「障害者対策に関する新長期計画」策定 ○「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行	○「岐阜県老人保健福祉計画」策定
1994年 (平成6年)	○「国際家族年」 ○「国連人権高等弁務官」創設 ○「人権教育のための国連10年」(1995～2004)の決議を採択 ○「国連人権教育の10年(1995～2005)行動計画」採択 ○「世界の先住民の国際の10年」(1994～2004)	○「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准 ○「学校における同和教育指導資料(文部省)」発行 ○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 ○「新ゴールドプラン(高齢者保健福祉計画)」改定	○「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画」策定
1995年 (平成7年)	○「国際寛容年」 ○「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	○「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正 ○「ILO第156号条約」批准 ○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准 ○「人権教育のための国連10年推進本部」設置 ○「高齢社会対策基本法」施行 ○障害者対策推進本部「障害者プラン(ノーマライゼーション7ヶ年戦略)」策定 ○「人種差別撤廃条約」批准	○「岐阜県障害者基本計画」策定
1996年 (平成8年)	○「貧困根絶のための国際年」	○「らい予防法の廃止に関する法律」施行 ○「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について(地域改善対策協議会意見具申)」 ○「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(閣議決定)」 ○男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」策定 ○「高齢社会対策大綱」策定	○「ぎふ子どもいきいき夢プラン(岐阜県子育て支援計画)」策定
1997年 (平成9年)	○「第1次貧困根絶のための国連10年」(~2006年)	○「人権擁護施策推進法」施行 ○「人権擁護推進審議会」設置 ○「地対財特法」一部改正 ○「男女共同参画審議会設置法」施行 ○「男女雇用機会均等法」改正 ○「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行・「北海道旧土人保護法」廃止 ○「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」のとりまとめ	○「岐阜県国際協力推進プラン」策定 ○「岐阜県同和行政基本方針」策定

年	国連等	国内	県内
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ○60歳以上定年制義務化（「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」一部改正） ○障害者雇用率（1.8%）の設定（「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」一部改正 ○「特定非営利活動促進法」施行 ○「精神薄弱者福祉法」から「知的障害者福祉法」へ改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県障害者プラン」策定 ○「岐阜県福祉のまちづくり条例」制定 ○「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」設置
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国際高齢者年」 ○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症新法）」施行・「エイズ予防法」廃止 ○「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（精神薄弱者からの知的障害者への用語改正）」施行 ○「男女共同参画社会基本法」施行 ○「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」批准 ○人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 ○「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」公表 ○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）」施行 ○「ゴールドプラン21」策定 ○「改正高齢社会対策基本法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県男女共同参画プラン」策定 ○「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」設置
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国際感謝年」 ○「平和と文化のための国際年」 ○「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 ○「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 ○「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）」採択 ○「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）」採択 ○「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書（国際組織犯罪防止条約密入国議定書）」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行 ○指紋押捺制度全廃（「外国人登録法」一部改正 ○「民事法律扶助法」施行 ○「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 ○「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行 ○「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」施行 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行 ○「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」施行 ○「任意後見契約に関する法律」施行 ○「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」 ○「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 ○人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」公表 ○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ○「男女共同参画基本計画」策定 ○「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へ改正 ○「人権擁護推進審議会答申」（人権教育・啓発の在り方） 	<ul style="list-style-type: none"> ○「同和対策課」から「人権同和対策課」へ改称 ○「岐阜県人権啓発センター」設置 ○「岐阜県生涯安心計画」策定 ○「岐阜県青少年育成アクションプラン」策定

年	国連等	国内	県内
2001年 (平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」 ○「人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議」 ○「第2次植民地撤廃のための国際の10年」(2001～2010) ○「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の10年」(2001～2010) 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方」答申 ○「雇用対策法」改正・施行 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ○「第2回児童の商業的搾取に反対する世界会議」開催(横浜) ○「人権教育・啓発に関する基本計画(中間とりまとめ)」公表 ○「新しい高齢社会対策大綱」策定 ○人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について(諮問第2号に対する追加答申)」答申 ○「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 ○「改正犯罪被害者等給付金等に関する法律」施行 ○「改正アイヌ文化振興法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問 ○「岐阜県地方改善促進審議会答申」 ○「岐阜県人権同和教育基本方針」決定
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 ○「平和の文化国際年」 ○「児童の武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」署名 ○「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(仮称)」批准 ○「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)」施行 ○「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 ○「身体障害者補助犬法」施行(第9条の規定は2003年10月1日施行) ○「障害者基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権宣言」県議会決議 ○「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」から「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」へ改称 ○「岐阜県人権同和教育基本方針」決定
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国際識字の10年」(2003～2012) ○第2次アジア太平洋の障害者の10年(2003～2012) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「個人情報の保護に関する法律」施行 ○「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」施行 ○「次世代育成支援対策推進法」施行 ○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ○「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」施行 ○「裁判の迅速化に関する法律」施行 ○「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行 ○「少子化社会対策基本法」施行 ○「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行 ○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県人権施策推進指針」策定 ○「青少年保護育成条例」を「青少年健全育成条例」に改称 ○「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行 ○「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」から「岐阜県人権啓発連絡協議会」へ改称 ○「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」から「岐阜県人権施策推進連絡協議会」へ改称 ○「岐阜県新・生涯安心計画」策定 ○「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年」 ○「人権教育のための世界プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判員法)」公布 ○「人権教育の指導方法等の在り方について(第1次とりまとめ)」 ○「公益通報者保護法」公布 ○「外国人登録法」改正 ○「犯罪被害者等基本法」公布 ○「発達障害者支援法」公布 ○「改正DV防止法」施行 ○「改正障害者基本法」施行 ○「改正児童虐待防止法」施行 ○「改正児童買春・児童ポルノ禁止法」施行 ○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県男女共同参画計画」策定 ○「岐阜県障害者支援プラン」策定 ○「人権同和対策課」から「人権施策推進室」に改称

年	国連等	国内	県内
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国連持続可能な開発のための教育の10年」(2005~2014) ○「第2次世界の先住民の国際の10年」(2005~2014) ○『命のための水』国際の10年(2005~2015) ○「生命倫理と人権に関する世界宣言」ユネスコ総会で採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者自立支援法」公布 ○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」公布 ○「犯罪被害者等基本法」施行 ○「発達障害者支援法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県青少年健全育成条例」改正 ○「岐阜県人権啓発連絡協議会」から「岐阜県人権懇話会」へ改称
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権委員会」を「国連人権理事会」に改組 ○「障害のある人の権利に関する条約」採択 ○「障害のある人の権利に関する条約の選択議定書」採択 ○「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制的失踪防止条約)」採択 ○「砂漠と砂漠化に関する国際年」 ○「人権理事会創設」決議 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育の指導方法等の在り方について(第2次とりまとめ)」 ○日本、「国連人権理事会」の理事国に当選 ○「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」公布 ○改正「教育基本法」公布・施行 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行 ○「高齢者虐待防止法」施行 ○「障害者自立支援法」施行 ○「自殺対策基本法」施行 ○「改正障害者雇用促進法」施行 ○「日本司法支援センター(法テラス)」業務開始 ○「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ○「岐阜県障害福祉計画」策定 ○「人権施策推進室」から「人権施策推進課」に改称 ○「岐阜県青少年健全育成計画」策定 ○「ひびきあいの日」設置 ○「岐阜県高齢者安心計画(第3期)」策定 ○「人権施策推進室」から「人権施策推進課」に改称
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「先住民族の権利に関する国連宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「強制的失踪防止条約」(日本政府、2007年2月6日署名) ○「日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)」公布 ○「児童虐待防止法改正法」成立 ○「少年法改正法」成立 ○「障害のある人の権利に関する条約」(日本政府、2007年9月28日署名) ○「改正男女雇用機会均等法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県多文化共生基本方針」策定 ○「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」施行
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連人権理事会「アイヌ民族との対話」勧告 ○国連人権理事会改選で日本再選 ○国連人権理事会「ハンセン病差別撤廃決議」採択 ○「第2次国連貧困根絶のための10年」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)」 ○「実践編」「個別的な人権課題に対する取組」 ○「犯罪被害者等給付金支給法改正法」成立 ○「改正出会い系サイト規制法」成立 ○「アイヌ民族は先住民族」国会決議、衆参両院本会議で全会一致で採択 ○「性同一性障害者特例法改正法」成立 ○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」成立 ○「少年法改正法」成立 ○「改正DV防止法」施行 ○「改正児童虐待防止法」施行 ○「改正児童福祉法」施行 ○「改正老人福祉法」施行 ○「更生保護法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県人権施策推進指針(第一次策定)」策定
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「国際和解年」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「改正児童福祉法」施行 ○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)施行 ○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2期岐阜県障害福祉計画」策定 ○「岐阜県高齢者安心計画(第4期)」策定 ○「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定 ○「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ○第54回女性の地位委員会「北京+15」 ○「文化の和解のための国際年」 ○第65回国連総会本会議において「ハンセン病差別撤廃決議」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3次男女共同参画基本計画」策定 ○「子ども・若者育成支援推進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2期岐阜県障害者支援プラン」策定
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3期岐阜県障害福祉計画」策定 ○「第2次岐阜県青少年健全育成計画」策定 ○「岐阜県人権教育基本方針」決定

年	国連等	国内	県内
2012年 (平成24年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「改正児童福祉法」施行 ○「改正ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 ○「外国人登録法」廃止、「入管法」・「住民基本台帳法」改正 ○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県高齢者安心計画(第5期)」策定 ○「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定
2013年 (平成25年)	○第3次アジア太平洋障害者の10年(2013~2022)	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止対策推進法」制定 ○「障害者総合支援法」施行 	○「岐阜県人権施策推進指針(第二次改定)」策定
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者の権利に関する条約」批准 ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」施行 ○「改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)施行 ○「改正児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法施行、題名変更) ○「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ法)施行 ○「障害者権利条約」締結 ○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」策定 ○「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」策定
2015年 (平成27年)	○「人権教育のための世界計画」第三段階に移行	<ul style="list-style-type: none"> ○「子ども・子育て支援法」施行 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)一部施行 ○「生活困窮者自立支援法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3次岐阜県少子化対策基本計画」策定 ○「岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画(第3期計画)」策定 ○「岐阜県高齢者安心計画(第6期)」策定 ○「岐阜県障害者総合支援プラン」策定
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)全面施行 ○「改正障害者雇用促進法」施行 ○「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 ○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ハイトスピーチ対策法)施行 ○「改正発達障害者支援法」施行 ○「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)施行 ○「再犯防止等の推進に関する法律」施行 	○「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」施行
2017年 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行 ○「生活困窮者自立支援法」施行 ○新学習指導要領改訂(小・中学校で「特別の教科 道徳」の実施) ○「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」改正 	
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」を決定 ○「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行 	○「岐阜県人権施策推進指針(第三次改定)」を策定
2019年 (平成31年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「SDGs実施指針改定版」を策定 ○「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」が成立 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行 ○「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 ○「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」施行 	

年	国連等	国内	県内
2020年 (令和2年)	○国際的な指針「COVID-19 ガイダンス」を提言	<ul style="list-style-type: none"> ○「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定 ○「「ビジネスと人権」に関する行動計画」策定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」施行 	
2021年 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」施行 ○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」 ○「障害者差別解消法一部改正」成立 	

4 瑞穂市人権擁護委員

氏 名	備 考
平田 芳子	
増田 行義	
江間 よし子	
加藤 繁利	
馬淵 郁子	
竹本 美晴	
水野 良彦	
小森 保直	~R4. 12. 31
河合 京子	
古川 文行	R5. 1. 1~

第2次瑞穂市人権施策推進指針

令和5年3月

発行：岐阜県瑞穂市
編集：地域福祉高齢課

〒501-0222 岐阜県瑞穂市別府 1283 番地（総合センター1階）
TEL：058-327-4126 FAX：058-327-4143